

泉区連合自治会町内会長会 2月定例会

開催日時 令和6年2月19日(月)
14:00～

1 市連会2月定例会報告事項

- (1) 令和6年度共同募金運動へのご協力依頼
【共同募金会横浜市支会】・・・〔依頼報告事項(1)で説明〕
- (2) 民生委員・児童委員の活動支援策等及び年齢要件に関する検討結果について
【健康福祉局】・・・〔依頼報告事項(8)で説明〕
- (3) 令和6年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について
【健康福祉局】・・・〔依頼報告事項(7)で説明〕
- (4) 「広報よこはま」「ヨコハマ議会だより」等の配布について
【政策局】・・・〔依頼報告事項(4)で説明〕
- (5) 自治会町内会館脱炭素化推進事業について
【市民局】・・・〔依頼報告事項(6)で説明〕

2 依頼報告事項

(1) 令和6年度泉区社会福祉協議会及び関係団体の各種募金に係るご依頼と募金資材数アンケートについて (担当・説明：泉区社会福祉協議会)	協力依頼 資料1
<広報よこはま掲載：なし>	

本会が事務局を担っております「日本赤十字社泉区地区委員会」「泉区更生保護協会」「神奈川県共同募金会泉区支会委員会」並びに「泉区社会福祉協議会賛助会費」の募金につきまして、引続きのご支援とご協力賜りたく、令和6年度のご依頼予定額をご案内させていただきます。

◆依頼事項

連合自治会町内会長への周知依頼です。

(2) 泉区更生保護だより「明るい社会」の発行について (担当・説明：泉区社会福祉協議会)	報告 資料2●
<広報よこはま掲載：なし>	

泉区更生保護だより「明るい社会」を発行しましたので、御報告します。(資料は泉区社会福祉協議会から送付します。)

(3) 令和6年度クリーンタウンいずみ推進功労者(個人・団体)の推薦について (担当・説明：泉区地域振興課資源化推進担当)	推薦依頼
	資料3

＜広報よこはま掲載：なし＞

清潔できれいな街づくりやヨコハマ プラ 5.3 計画の一層の推進を図るため、「(1)清潔できれいな街づくりの推進」「(2)ヨコハマ プラ 5.3 計画の推進」「(3)緑化の推進」に該当する個人又は団体の御推薦をお願いします。

◆依頼事項

連合自治会町内会長への推薦依頼です。

(4) 広報紙の配布について (担当・説明：泉区区政推進課)	協力依頼
	資料4★

＜広報よこはま掲載：なし＞

泉区では、広報よこはま、県のたより、ヨコハマ議会だよりについて、自治会町内会による配布と業者による配布によって、全世帯への配布をお願いしています。
令和6年度についても、引き続き広報紙の配布について、御協力をよろしくお願ひします。

◆依頼事項

自治会町内会長への協力依頼です。

(5) 令和6年度いっずんサポート補助金について (担当・説明：泉区地域力推進担当)	情報提供
	資料5★

＜広報よこはま掲載：なし＞

泉区内の様々な主体が行う、身近な地域の課題解決や魅力向上等につながる、主体的・継続的な取組を支援するいっずんサポート補助金の募集開始についてお知らせします。

(6) 自治会町内会館脱炭素化推進事業について (担当：市民局地域活動推進課・説明：泉区地域振興課)	周知依頼
	資料6★

＜広報よこはま掲載：なし＞

3月1日から申請を開始する自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、制度の詳細が決まりましたのでお知らせします。この機会に是非、省エネ設備の導入をご検討ください。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(7) 令和6年 民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について (担当・説明：泉区福祉保健課)	推薦依頼
	資料7★
<広報よこはま掲載：なし>	

令和6年民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦につきまして、依頼します。(欠員地区及び増員が必要な地区のみの推薦となります。)

推薦書類等 依頼文書は、対象連合自治会町内会及び自治会町内会に、直接送付させていただきます。

◆依頼事項

自治会町内会長への推薦依頼です。

(8) 民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策、年齢要件に関する検討結果について (担当・説明：泉区福祉保健課)	報告
	資料8★
<広報よこはま掲載：なし>	

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策について、区局によるプロジェクト等により検討した結果について報告します。

また、区・地区民児協で実施していただきました、年齢要件についての意見交換結果等を踏まえて、庁内で検討した次期一斉改選(令和7年12月)以降の年齢要件について報告します。

(9) 地域土砂清掃に伴う「土のう袋回収手続き」のお願いについて (担当・説明：泉土木事務所)	周知依頼
	資料9★
<広報よこはま掲載：なし>	

令和6年度の自治会町内会が行う地域土砂清掃にあたって、土のう袋を土木事務所で回収するための手続き方法について周知します。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(10) 泉土木管内工事について (担当・説明：泉土木事務所)	情報提供
	資料10
<広報よこはま掲載：なし>	

(11) 泉区の治安情勢等について (担当・説明：泉警察署)	情報提供
	資料11
<広報よこはま掲載：なし>	

(12) 火災・救急状況について (担当・説明：泉消防署)	情報提供
	資料 12
<広報よこはま掲載：なし>	

3 その他

(13) 高規格救急車の寄附について (担当・説明：泉消防署)	情報提供
	資料 13★
<広報よこはま掲載：なし>	

株式会社 オーモリ様から横浜市消防局に対し救急車及び救急車装備品一式の寄附の申し出があり、公共・公益性の見地より受納させていただき、納車後は泉消防署いずみ野出張所に配置しますので、情報提供します。

(14) いずみ福祉保健センターからのお知らせ（令和6年度 保存版）の発行について (担当・説明：泉区福祉保健課)	情報提供
	資料 14
<広報よこはま掲載：なし>	

毎年度発行しております、泉区福祉保健センターで実施する健診日程等をまとめた「いずみ福祉保健センターからのお知らせ」を、令和6年度版も、「広報よこはま泉区版」3月号の別冊として配布します。

年間の健診日程のほか、各種の相談先がまとまっていますので、各ご家庭で保存して、活用していただきたく、情報提供します。

(15) 令和5年度 泉区交通安全功労者表彰に係る被表彰者の決定について (担当・説明：泉区地域振興課)	報 告
	資料 15
<広報よこはま掲載：なし>	

11月区連会にて依頼しました、交通安全功労者表彰の被表彰者が決定したので報告します。

3月定例会 日時：令和6年3月19日（火）午後3時00分から

会場：4ABC会議室

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。

(案)

令和6年2月19日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和5年度 2月分資料の送付について (御連絡)

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

2月19日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、2月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願いたします。

【送付物一覧】

	送付物	部数
1	広報紙の配布について 区連会議題4 【泉区区政推進課】	1部
2	令和6年度いっずんサポート補助金について 区連会議題5 【泉区地域力推進担当】	1部
3	自治会町内会館脱炭素化推進事業について 区連会議題6 【市民局地域活動推進課】	1部
4	令和6年 民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について 区連会議題7 【泉区福祉保健課】	1部
5	民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策、年齢要件に関する検討結果について 区連会議題8 【泉区福祉保健課】	1部
6	地域土砂清掃に伴う「土のう袋回収手続き」のお願いについて 区連会議題9 【泉土木事務所】	1部
7	高規格救急車の寄附について 区連会議題13 【泉消防署】	1部

事務局 泉区役所地域振興課 担当：田岡 TEL 800-2391

地区連合自治会町内会長 様

社会福祉法人
横浜市泉区社会福祉協議会
事務局長 中嶋 優子

令和6年度 泉区社会福祉協議会及び関係団体の各種募金に係るご依頼について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、泉区社会福祉協議会の事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会が事務局を担っております「日本赤十字社泉区地区委員会」「泉区更生保護協会」「神奈川県共同募金会泉区支会委員会」並びに「泉区社会福祉協議会賛助会費」の募金につきまして、毎年多大なご協力をいただきまして深く感謝申し上げます。

各団体の活動にご理解をいただき、引続きのご支援とご協力賜りたく、令和6年度のご依頼予定額をご案内させていただきます。

記

1 ご依頼予定額について

- (1) 日本赤十字社泉区地区委員会 一世帯あたり 200 円
- (2) 泉区更生保護協会 一世帯あたり 20 円
- (3) 神奈川県共同募金会泉区支会委員会 一世帯あたり 315 円
(内訳：広域募金 160 円、地域募金 135 円、年末たすけあい 20 円)
- (4) 泉区社会福祉協議会賛助会費 一口 1,000 円(加入世帯数の7.5%を目安)

※いずれも令和5年度と変更ございません。

※各団体の総会や委員会において承認後、改めてご依頼させていただきます。

2 各種募金資材数のアンケートについて

各種募金のご依頼に際し、各自治会町内会へ領収書等資材をお送りさせていただきます。アンケートに希望数等必要事項を記入のうえ、3月22日(金)までにご返送いただきますようお願いいたします。

以上

事務担当

日本赤十字社泉区地区委員会：藤原 愛
泉区更生保護協会：川口 浩美
神奈川県共同募金会泉区支会：佐藤 勝
泉区社会福祉協議会賛助会費：丸山 敦子
電話：802-2150 FAX：804-6042

令和6年度泉区連合自治会町内会 各種募金ご依頼内容(予定)

募金種別		日本赤十字社	更生保護協会	賛助会費	共同募金
ご依頼時期		4月	7月	7月	9月
使いみち		<ul style="list-style-type: none"> ・県内の災害救護事業 ・区内の火災等被災者への見舞金交付と地域福祉活動への助成金 	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会を明るくする運動」事業 ・地域の対話集会等啓発費 	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の福祉事業、ボランティア活動推進事業 ・地区社協で行われる各種事業や運営経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の福祉活動やボランティア活動への配分 ・県内の福祉施設等の備品購入や改修費
1世帯あたりの目安額		200円	20円	75円 (1口1,000円×7.5%)	315円
中 川	5,888世帯	1,177,600円	117,700円	434,000円	1,854,720円
緑 園	4,616世帯	923,200円	92,300円	342,000円	1,454,040円
新 橋	2,522世帯	504,400円	50,400円	186,000円	794,430円
和泉北部	2,684世帯	536,800円	53,600円	194,000円	845,460円
和泉中央	6,300世帯	1,260,000円	126,000円	465,000円	1,984,500円
下和泉	1,986世帯	397,200円	39,700円	146,000円	625,590円
富士見が丘	2,753世帯	550,600円	55,000円	204,000円	867,195円
上飯田	3,404世帯	680,800円	68,000円	249,000円	1,072,260円
上飯田団地	1,126世帯	225,200円	22,500円	80,000円	354,690円
いちよう団地	1,806世帯	361,200円	36,100円	131,000円	568,890円
中 田	10,025世帯	2,005,000円	200,500円	740,000円	3,157,875円
しらゆり	1,690世帯	338,000円	33,800円	124,000円	532,350円
連合合計	44,800世帯	8,960,000円	895,600円	3,295,000円	14,112,000円
連合未加入	1,403世帯	280,600円	27,800円	102,000円	441,945円
合計	46,203世帯	9,240,600円	923,400円	3,397,000円	14,553,945円

※ ここにお示した金額は、令和6年1月25日現在の世帯数で積算していますが、各自治会町内会で把握している世帯数を基本にご協力をお願いいたします。

※ 更生保護協会は、百円未満切り捨てとなっております。入金は、各連合ごとをお願いしております。

※ 賛助会費は、千円未満切り捨てとなっております。

泉区連長会資料
令和6年2月19日
泉区社会福祉協議会

自治会町内会会長 様

社会福祉法人
横浜市泉区社会福祉協議会
事務局長 中嶋 優子

令和6年度 泉区社会福祉協議会及び関係団体の各種募金に係るご依頼について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、泉区社会福祉協議会の事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会が事務局を担っております「日本赤十字社泉区地区委員会」「泉区更生保護協会」「神奈川県共同募金会泉区支会委員会」「泉区社会福祉協議会賛助会費」の募金につきまして、毎年多大なご協力をいただきまして深く感謝申し上げます。

各団体の活動にご理解をいただき、令和6年度につきましても引続きのご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

各種募金のご依頼に際し、領収書等資材をお送りさせていただいておりますが、年度末でお忙しいところ、誠に恐縮ではございますが、希望数等必要事項をアンケートにご記入のうえ、3月22日(金)までにご返送いただきますようお願い申し上げます。

事務担当

日本赤十字社泉区地区委員会：藤原 愛
泉区更生保護協会：川口 浩美
神奈川県共同募金会泉区支会：佐藤 勝
泉区社会福祉協議会賛助会費：丸山 敦子
電話：802-2150 FAX：804-6042

別紙アンケート

令和6年 月吉日

〇〇自治会 会長 様

3月22日（金）までに同封の返信用封筒にてご返送ください。

1 令和6年度各種資材の配送先について

各種資材(日赤・共同募金・賛助会費)の配送先をご指定ください。

(下記の1～3のいずれかに○をして下さい)

1 会長宅 ※この手紙をご送付した会長宅へお届けします。

2 新会長宅 お名前: _____ 電話番号: _____

ご住所: _____

3 その他 お名前: _____ 電話番号: _____

ご住所: _____

2 日赤募金、共同募金について

・利用希望の自治会・町内会のみ希望数を記入してください。

資材名	送付数の基準(参考)	令和5年度送付数		令和6年度必要数	
		日赤	共同募金	日赤	共同募金
領収書	加入世帯数				
委嘱状	班数				
募金封筒 (使用は任意ですのでご希望の場合のみ)	班数				
会員門標 (日赤のみ)	加入世帯数		/		/
リーフレット	班数				/
チラシ (冊子)	加入世帯数				
ポスター	掲示板数				

3 賛助会費について

・利用希望の自治会・町内会のみ希望数を記入してください。

資材名	基準の送付数(参考)	令和5年度送付数	令和6年度必要数
領収書	加入世帯数		
募金封筒 (使用は任意ですのでご希望の場合のみ)	班数		

◆ ご回答のない場合は、令和5年度の実績数で送付させていただきます。

◆ 年度途中で資材送付数等の変更がありましたらご連絡ください。

資料2

泉区連長会資料
令和6年2月19日
泉区社会福祉協議会

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区更生保護協会
会長 山口 賢(泉区長)
泉保護司会
会長 神田 文雄
泉区更生保護女性会
会長 市川 千栄子

泉区更生保護だより「明るい社会」の発行について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会づくりや、更生保護活動にご支援とご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

また、泉区更生保護協会に係る会費納入をはじめ、社会を明るくする運動の周知啓発にご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

この度、泉区更生保護だより「明るい社会」を発行いたしました。ご多用の折誠に恐縮ですが、ご高覧いただければ幸いです。

【事務局】

泉区社会福祉協議会
電話：802-2150
担当：川口

横浜市泉区更生保護だより

明るい社会

令和6(2024)年 2月

編集・発行
 横浜市泉区更生保護協会
 会長(区長) 山口 賢
 横浜市泉保護司会
 会長 神田 文雄
 横浜市泉区更生保護女性会
 会長 市川 千栄子
 〒245-0023
 横浜市泉区和泉中央南 5-4-13
 泉区社会福祉協議会内
 電話 045-802-2150
 FAX 045-804-6042

「明るい社会、泉区」をめざして

泉区更生保護協会の皆様には、日頃の更生保護活動はもとより、犯罪・非行の未然防止のための啓発活動をはじめ、青少年の健全育成、子育て支援など、泉区内での多岐にわたる活動に御尽力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。



泉区長 山口 賢

今年度は「社会を明るくする運動」を中心として、更生保護の考え方を伝え理解を深めるため、街頭啓発をはじめ、作文コンテスト、泉区集会、区役所での啓発展などを実施していただきました。新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類感染症」となり、こうした啓発活動もこれまでの姿に戻りつつあり、多くの区民の方々に犯罪・非行の防止や更生に向けた支援について考えていただく機会となりました。

児童・高齢者等に関する事件は後を絶たず、犯罪・非行の防止が重要であることは言うまでもありません。一方で、罪を犯した人が立ち直るための更生に向けた支援も大切であり、そのためには、互いに助け合い、支え合う地域社会を築いていくことが必要です。

泉区といたしましても、地域の様々な団体と協働し、犯罪・非行のない明るい社会をめざしてまいります。「明るい社会、泉区」の実現に向けて、地域の皆様のご理解とお力添えを、よろしくお願い申し上げます。

更生保護とは

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。

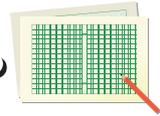
保護司、更生保護施設を始めとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちの他、更生保護への理解と協力の下、関係機関・団体との幅広い連携によって更生保護は推進されています。



もくじ

- P1. _____ 区長あいさつ
- P2.3.4. _____ 『社会を明るくする運動』作文コンテスト受賞作品紹介
- P5.6.7. _____ 活動紹介
- P8.9.10.11. _____ 関係機関、退任、新任ごあいさつ
- P12. _____ 表彰、協力お礼

社会を明るくする運動作文コンテスト



「誰かの心に火をともしよう」

横浜市立和泉小学校 6年 匿名希望

ぼくは、夏休み中にボランティアに2回参加することにしました。

一つはスマホ教室のお手伝いです。受付やスマホを教える方のサポートなどをしました。知り合いの方もいてつながりを感じられてうれしかったです。

そこには高齢者が多く、中には忘れ物をする方がいました。ぼくは忘れ物を届けに行きました。

「ちっちゃいのにすごいね。」

「ちっちゃいヒーローだね。」

二人のおじいちゃんにそう言われ心が温かくなりました。優しさを投げかけることで誰かの心に火を灯すことができることを感じました。

二つ目は夏祭りのボランティアです。離任してしまい、ずっと会えないと思っていた恩師に偶然会うことができました。周りへ投げかけるものを変えることで会いたかった人に会える、そんな小さな奇跡が起こることを体験しました。

ぼくが住みやすい地域に住んでいる一方で、社会では「本当に現実なのだろうか？」と思うほど怖いニュースが目につきます。でも決して人ごとではなく特に少年犯罪は身近に感じています。僕は一時期お友達に意地悪をしていた時もありました。今思い返すとその時はぼくの心のコップはあふれかえていたのだと思います。友達は離れていき「変わらなければ。」と自分で気づきました。それから投げかけるものは優しさへと変えていき、ずっと諦めずに優しさを投げかけていきました。家族や学校の先生が熱心に指導し温かく見守ってくれたおかげもあり、ぼくの心のコップはあふれかえることはなくなりました。そして周りの人を大切にしながらお友達が受け入れてくれました。犯罪や非行を犯した人も自分で気づき、反省し投げかけるものを変えてゆき、周りの人を大切にしていけることで更生されるとぼくは信じています。でもあふれかえった心のコップの水を減らすには時間と、協力してくれる人の存在が必要不可欠なのも事実だと思います。

みなさんは今まで生きてきた中で、人を喜ばせるような投げかけを行ってききましたか？人へ投げかけたものが自分にかえてくると思うと、何を投げかければ良いか分かります。「命、愛、縁、幸せ」どれも人生にかかせないものですが、この中で唯一みなさんが持っているのは命です。それ以外は周りにいるめぐり逢った人からもらうものだと思います。だからみなさんが周りに居る人を大切に、温かい優しさをなげかけていけば、愛や縁や幸せが返ってくるんだと思います。そのためには一人一人がなげかけていくものを優しさにかえることが大切です。みなさんがこんな温かい気持ちを忘れずにいたら優しく明るい泉区が待っているのではないのでしょうか。ぼくはこれからもずっと優しさを投げかけて誰かの心に火をともし、周りにいる人に喜ばれる存在になりたいです。ぼく自身の心のコップも、これから何度もあふれかえることがあるだろう。そんな時は誰かに相談し時にはにげる勇気を持つべきだと思います。にげるのが恥ずかしいことだと思ってもいいけれど、にげることや休むことで自分の弱さを受け入れて認めてあげる。そんな勇気を持っていきたいです。耐えなければ乗りこえられない、そんなつらい現実もありますが誰でも一人ではないことを覚えていて欲しいです。そして心のコップの

水があふれそうになっている人に気づける自分でいたい。大切な人たちのSOS、つまり発言や言動の変化に気づくためには、あいさつやコミュニケーション能力がとても重要になります。

水を一滴でも減らせる人になりたい。辛い過去があっても生まれ変わる気持ちでがんばっている人がいることを忘れてはいけません。

明日、「おはよう。」と元気にあいさつをして誰かの心に火をともしよう。



「非行の種」

新橋小学校 6年 つかもと 塚本 めい 芽生

「千円すられた」。

お祭りの手伝いから帰ってきた中学生の姉がいました。お店が忙しい時に、バックの上に置いていたおさいふから千円がなくなっていたそうです。私は、そのことを聞いてとてもびっくりしました。なぜなら、こんなにも身近に犯罪が起きているとは思ってもよらなかったからです。その話を聞いて私は、自分が犯罪や非行の被害者や加害者になる想像をしてみました。けれど、あまりイメージが付きませんでした。

そこで、非行とは何か調べてみました。非行とは未成年によってなされた犯罪行為のことだと分かりました。18才以下の人が犯罪をすると非行になるのです。非行になる原因は、家庭や地域、学校による環境的要因や、いじめられ孤立することによっておきやすいと分かりました。その中でも一番想像しやすいのはいじめだと思いました。そこで、私はいじめによる非行について考えてみました。

まずは、いじめになる原因を探しました。ちょっとしたことでも、もしかしたらこれはいじめになってしまうのではないかということがおもいあたりました。私はAさんに遊びにいこうとさそわれ、友達五人で近くのショッピングセンターへいきました。そこでAさんたちが急にいなくなるというドッキリをされました。Aさんは悪ぎがあつてやったわけではないと思うけれど、いい気持ちはしませんでした。そしてもう一度遊びにいこうとさそわれました。しかも今度は、「Bさんにドッキリをしよう。」

と言われました。私はBさんがきずつかないように「予定があるから。」

と断りました。Bさんもドッキリをされると気がついたようで、断っていました。そして、BさんはAさんが苦手になってしまいました。これは、今はまだちょっとした悪ふざけだけどいじめに変わりそうだなと思いました。なぜなら私は、その時とても嫌な気持ちだったからです。たぶんAさんは、私やBさんにいやがらせをしたくてドッキリをしたわけではないと思います。けれど、私もBさんもいやな思いをしたなら、これはいじめになってしまうかもしれない、と考えたらとてもこわくなりました。

今回の件では犯罪になる可能性はありません。でも、もしかしたら犯罪になるいじめもあるのでないかと考えさらに、調べてみました。犯罪になる可能性が低いいじめは、無視をする、仲間外れにする、バカにしたように笑う、給食をその子だけ少なくもるなどだそうです。可能性の高い

いじめは、ける、たたくななどの暴力罪、もしくは傷害罪、悪口やネットを使った誹謗中傷罪などということが分かりました。そのような犯罪になりやすいいじめから非行に走ってしまう子どもがいるようです。

この話を聞いて私は、非行を減らすためにはどうすればいいかと考えてみました。そこで思いあつたのは、いじめをなくすことです。なくすためには一人一人がどうやったらいじめの種をなくせるか、と考えてみたり、考えたことを実践してみることが大切だと思います。



「しっかり聞いて」

中和田中学校 1年 島 由憂海

最近ニュースで、「未成年の犯罪」をよく見かけます。自分と年の近い人たちが、闇バイトや、薬物乱用、窃盗をしているのです。その時私は考えました。もし、それが自分の友達だったら、私は何をすればいいのだろう。

私はきっと困惑すると思います。今まで一緒にたくさんの時間を過ごした、大切な友達が犯罪を犯すなんて信じられないから。だから、「どうして」と直球に聞けばいいのでしょうか、それはちがう気がします。なぜかというと、きっと何か理由があると思うんです。人間関係、家族やネットなど、深い理由じゃなくていい、些細なことでもその理由を聞いて理解してあげることが、相手にとって大事なことなのではないでしょうか。心の中にある本当の思いをしっかり知ること、それだけで少しでもその人の未来が明るいものになると、そう思います。それは、すごく難しいことではないはずです。だから少し耳をかたむけてほしいんです。それで、たくさんの人のこれから進む道が明るいものになると思うからです。

今、世の中では対人関係や、家庭環境などで悩み、非行に走ってしまう未成年もいます。とあるニュースでは、非行をしてしまった少年たちへのインタビューで、非行に走った理由を聞いていました。そこで、

「親からの暴力が日常的にあった。」

「自分の生活できる場所がなくて、外の世界ににげるようになった。」

などと話していました。私はこれを見て、非行に走る理由は様々なものがあって、それを周りの人が真剣になって聞くことが大事なことじゃないかと考えました。また、そうすることで非行を繰り返すことも、非行をなくすことにもつながります。そして非行を犯した人がこれからの未来に少し希望をもてるのではないのでしょうか。

犯罪や、非行を犯した人に一人ひとりができることはほんの少しのことだけです。でも、その小さな力で一人の人の未来が、そして心を明るいものにさせることができるのだと、私は思います。また、その小さな力がこの世界にあふれたとき、「明るい社会」になるのではないのでしょうか。今の世の中は、大変なこと、辛いことも苦しいこともたくさんあって、悩むことも多いでしょう。でもそこで心を閉ざさないでほしいです。もし、辛かったら休んでいい、人に頼ってもいい。ただ少しだけ前に進んでみてほしいんです。その先が明るく、楽しいものかもしれないから。これを読んだあなたのこれから進む道が、明るいものでありますように。

小中学校応募数・受賞者名一覧

小・中学生に、社会を明るくする運動に対する理解を深めてもらうことを目的として、実施しています。711点の応募がありました。

小学校の部

学校名	学年	氏名	学校名	応募数
横浜保護観察所長賞	和泉小学校	6年 匿名希望	飯田北いちよう小	8
			和泉小	7
泉区最優秀賞	新橋小学校	6年 塚本芽生	いずみ野小	0
優秀賞	和泉小学校	6年 大友なな	伊勢山小	11
優秀賞	伊勢山小学校	5年 高橋果歩	岡津小	79
優秀賞	岡津小学校	6年 宇野葉織	上飯田小	78
優秀賞	岡津小学校	6年 齋藤 栞	葛野小	2
優秀賞	岡津小学校	6年 兒玉海斗	下和泉小	41
優秀賞	岡津小学校	6年 本城紗菜	新橋小	16
優秀賞	飯田北いちよう小学校	5年 谷口陽菜美	中田小	15
優秀賞	下和泉小学校	6年 伊藤 愛	中和田小	0
優秀賞	下和泉小学校	6年 小山祐司	中和田南小	1
			西が岡小	0
			東中田小	0
			緑園学園(前期)	126
			合計	384

中学校の部

学校名	学年	氏名	学校名	応募数
泉区最優秀賞	中和田中学校	1年 島由憂海	泉が丘中	1
優秀賞	中和田中学校	1年 太田佳	いずみ野中	11
優秀賞	中和田中学校	1年 大西寧花	岡津中	5
優秀賞	中和田中学校	1年 高橋蘭来	上飯田中	61
優秀賞	上飯田中学校	1年 上泉寧々	中田中	11
優秀賞	上飯田中学校	1年 上泉奈々	中和田中	190
優秀賞	上飯田中学校	3年 西山昊佑	領家中	14
優秀賞	上飯田中学校	3年 平田裕音	汲沢中	2
優秀賞	中田中学校	2年 松村悠希	緑園学園(後期)	32
優秀賞	中田中学校	2年 鈴木優太	合計	327
優秀賞	中田中学校	2年 匿名希望		
優秀賞	泉が丘中学校	2年 村林あすか		
優秀賞	岡津中学校	1年 石井優真		
優秀賞	緑園学園(後期)	7年 原路夏		

小学校11校384点
 中学校9校327点
 合計20校711点

保護司とは...

罪を犯して保護観察を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談にのる他、時に助言も行う更生保護のボランティアで、法務大臣が委嘱します。
 泉区では25人の保護司が活動しています。

更生保護女性会とは...

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための子育て支援活動などを行うボランティアです。現在泉区では166人が活動しています。



空いた時間で保護司のボランティア活動をお願いします！

泉保護司会では現役で仕事の方、リタイヤされた方で30歳代の方から76歳迄の25名で活動しています。

保護司の活動は2つあり、一つは保護観察対象者との月2回程度の面接、二つ目は犯罪や非行に至らない為の社会を明るくする運動です。面接場所は近くの公的施設をお借りすることが出来、実際に利用している保護司が多くいます。面接は保護司と対象者の都合の良い日程でやっていて、この面接が一番の活動です。

詳細は月1回のサポートセンター(第4週の木曜日)でご説明させていただきますと思います。この件のお問い合わせは横浜市泉区社会福祉協議会内・保護司会事務局045-802-2150の担当者迄ご連絡願います。一緒にボランティアを、お待ちしております！



第73回社会を明るくする運動

第73回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

これまでたくさんの方々の御尽力を賜り、ありがとうございます。おかげさまで今年で73年目を迎えました。

犯罪や非行の背景には、望まない孤独や社会的孤立など、社会における様々な“生きづらさ”が存在していることが少なくありません。その“生きづらさ”に寄り添い、人と人が互いに支え合うコミュニティを築くことこそが、安全で安心な明るい社会の実現につながっていきます。

本運動を通じて、保護司をはじめとする民間協力者、そして、地域の多くの方々に御理解と御協力をいただきながら、“生きづらさ”を抱える人、再出発を図ろうとする人を受け入れることのできる、包摂的な社会の実現を目指し、犯罪や非行の防止と立ち直り支援に取り組んでまいります。

本年、第二次再犯防止推進計画が策定されました。新たな計画に基づき、国や地方公共団体が一体となって、再犯防止に向けた取組をより一層力強く推進していくことが重要です。

国民の皆様には、“社会を明るくする運動”の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない明るい地域社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福の黄色い羽根」のもと、本運動に御参加いただきますよう御協力をお願いいたします。

内閣総理大臣

岸田文雄

中学校生徒指導専任教諭との懇談会

6月28日（水）、区役所において泉区内9校の中学校生徒指導専任教諭と、保護司会、更生保護女性会が出席し、学校内の様子について意見交換しました。

また、社会を明るくする運動作文コンテスト応募の協力をお願いしました。

先生方もお忙しい中、ご参加いただきありがとうございました。



啓発展の開催

7月25日（火）～28日（金）に、第73回社会を明るくする運動の一環として泉区役所区民ホールにて、啓発展を開催しました。

社会を明るくする運動のポスター掲示やPCでの啓発動画上映、絵本の紹介、作文コンテスト受賞者の作文展示、更生保護協会会員団体の泉防犯協会・横浜泉ロータリークラブ・横浜泉ライオンズクラブによる団体啓発の展示等を行い、来所者には啓発物品をお渡ししました。

併せて、横浜刑務所の矯正展を開催し、人気のブルースティック（石けん）は初日で売切れとなりました。多くの品揃えで、たくさんの方が購入されていました。

今回は、親子連れにも楽しんでいただけるよう、ぬりえコーナーを設置。入口のホゴちゃんぬりえパネルはシールを貼って仕上げる形にして、多くの来所者にご協力をいただきました。



泉区集会

8月25日（金）、泉区更生保護協会（会長山口賢泉区長）主催の第73回社会を明るくする運動「泉区集会」を泉区民文化センターテアトルフォンテで開催しました。

最初に、昨年の社会を明るくする運動「作文コンテスト」で応募頂いた多くの作文の中から、受賞された3名の小中学生が登壇し作文を発表しました。

次に、泉保護司会顧問の中丸定昭様より、「ヘリコプターと航空写真～空から見た写真でたどる今むかし～」と題しての講演で、ご自身が操縦するヘリコプターから撮影した泉区周辺の航空写真について解説して頂きました。

最後に泉警察署生活安全課少年係長の湯口一平様より「少年非行の情勢」を解りやすくお話して頂きました。

終了後のアンケートでは、作文に「素晴らしい、感動した」「全生徒にも聞かせたい」、また講演では「解り易く良かった」等の声が寄せられ好評でした。その他賜りましたご意見は、次回への反映に努めて参ります。多くの皆さまのご協力により無事に集会を終了することができ感謝申し上げます。



立場駅前での街頭啓発活動

明るい社会強調月間である7月に開催していた「街頭啓発活動」。今年は猛暑を避け、10月10日（火）11時から、立場駅前にて行いました。

泉区長、保護司、更生保護女性会他多くの参加を得て区民の皆様に犯罪や非行のない、明るい社会作りへの理解を深めることを目的に立場駅周辺にて「社会を明るくする運動」の声かけと啓発グッズの配布をしました。



更生保護女性連盟横浜Bブロック研修

10月24日(火)に横浜Bブロック研修が緑区・ハーモニーみどり中山地区センターで開催されました。主催地区や来賓などのご挨拶ご紹介の後、講演会が行われました。

最初に「最近頻発する事案」について、緑警察署生活安全課の岩城宏昌様より事例のご紹介、またその対策についてお話がありました。

次に「更生保護女性会として出来る社会貢献」と題し、横浜保護観察所民間活動支援専門官石川周治様の講演がありました。グループワークも行われ他区の方と接することが出来、参考になることも多く楽しい一時を過ごしました。

まとめとして、やりたい事、できる事、そして社会が求めている事の3つがマッチして女性会の強みとしての活動、社会貢献ができるとの事でした。そして、自分に何が出来るか、得意を生かせれば良いと有意義なお話をいただきました。一人では小さな力でも会員皆の力が大きな力となり、それが明るい社会へつながって行くと思います。



泉区民ふれあいまつり

11月3日(金)晴天の中、新型コロナウイルスも5類に見直され、4年ぶりに以前と変わりなく大勢の人が参加され賑やかなまつりになりました。保護司会は、更生保護活動を理解していただくため啓発グッズの配布と、子どもたちには風船を配りました。

更生保護女性会は、手作りの白玉汁粉の販売。バザーの出店は会員の皆様からのご協力品と横浜刑務所のキャピック製品の販売をいたしました。

皆様のご支援、ご協力で啓発活動を行うことができました。



キャピックとは、刑務所で製作された製品のブランド名です。売上げの一部は犯罪被害者支援団体の活動に助成されています。



「泉地区被害者支援ネットワーク」知っていますか？

11月8日（水）に開催された泉地区被害者支援ネットワーク総会に、はじめて出席しました。

保護司として加害者の更生という立ち位置を中心に活動してきたので、新鮮な気持ちで受けとめることができました。

今回参加して被害者支援の団体が複数ある事がわかりました。「警察本部警務課被害者支援室」「かながわ犯罪被害者サポートステーション」「横浜市犯罪被害者相談室」「神奈川被害者支援センター」です。

「かながわ犯罪被害者サポートステーション」は、全国で唯一、県・警察・民間の三者が協働する県内被害者支援の中核組織で県下全域ワンストップ支援の提供が可能です。

主な支援活動としては以下のものがあります。

- ・法律相談
- ・カウンセリング
- ・検察庁、裁判所等への付添い
- ・生活資金貸付
- ・住居の提供



泉区更生保護女性会では被害者支援の募金活動をしています。今年はいちよん、はちむくもく円集まりました。ご協力ありがとうございました。

施設研修

11月27日（月）に泉保護司会主催の施設研修が行われた。今年、横浜市庁舎と横浜保護観察所の2箇所。どちらも新しい庁舎です。

参加者は、保護司14名と更生保護女性会の役員5名でした。見学は市役所の担当者の案内により行われ、庁舎31階レセプションルームからのみなとみらいの街並みの眺めはすばらしかったです。残念なことに薄曇りの為、富士山やスカイツリーは見る事ができませんでした。また、議会堂は港町らしく船を意識したデザインの本会議場でした。引続き保護観察所が入るよこはま新港合同庁舎4階へ。担当者からは各部署内の案内と業務内容の説明をして頂きました。更生保護活動では保護観察所の方々とは電話や書類で済ますことが多い中、施設研修を通じて顔の見える関係の構築に一步近づいたように思われました。施設研修が今後の更生保護活動に活かされることを願っています。





生きづらさを生きていく

横浜保護観察所長 勝田 聡

泉区の皆様、社会を明るくする運動を御存知でしょうか？昭和24年、戦後の荒廃した中であって、不幸な子どもたちへの思いやりをテーマとしたキャンペーンから始まった運動です。現在は、犯罪や非行の防止や立ち直りのために地域のちからが大切であることなどをお伝えしています。今年の運動テーマは「生きづらさを生きていく」です。犯罪や非行は突然起きるのではなく、背景に虐待等の傷付き

体験があることが通例です。社会の中で生きづらさを減らしていくことが、犯罪や非行の少ない、明るい社会につながっていくものと思います。そして、犯罪や非行から立ち直るためには、私たちの更生保護の活動だけでなく、地域でのちょっとした声かけや心遣いが大切です。今年の運動ポスターにはそんなメッセージが込められておりますので、一度御覧いただくと幸いです。今後とも、区民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。



地域との連携を大切に

泉警察署長 藤本 修

泉保護司会、泉区更生保護女性会の皆様方には、日頃から更生保護活動及び犯罪や非行のない明るい社会を築くための活動に御尽力いただきまして、誠にありがとうございます。また、更生保護女性会の皆様には、いつも季節の花をロビーに飾ってもらい、署員や来庁者を癒していただい

ておりますこと、心より感謝を申し上げます。さて、去年は、コロナ禍前の日常を取り戻した年となりました。コロナ禍では思うようにできなかった防犯運動や交通事故防止運動も以前のように活発に実施できるようになりましたが、このような活動は、地域の皆様の協力の上に成り立っています。今後も地域住民や保護司会、更生保護女性会の皆様方との連携を図って、泉区の安全安心のために邁進してまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。



明るい社会を目指して

泉区社会福祉協議会会長 貝沼 貞夫

泉保護司会、泉区更生保護女性会の皆様には、日頃から「社会を明るくする運動」等にご活躍を賜り感謝申し上げます。ほぼ4年間続いたコロナ禍は、ようやく収束に向かっており、各分野における社会活動も以前のように戻ってまいりました。私ども社会福祉協議会は、「誰もが安心して自分らしく暮らせる社会をみんなで作ろう」を合言葉に、泉保護司会、

泉区更生保護女性会をはじめ、地域の皆様のご協力とご支援をいただき活動しています。日々の暮らしの安心が、犯罪や非行の予防の一旦になることを願い、地域福祉の推進の一環としてささやかではありますが、暮らしを支えるために「食支援」等の事業を実施しています。近年、各種犯罪、特に特殊詐欺など一段と巧妙になってきていますので、誰もが明るく笑いあえるような「明るい社会」の実現に向けて地域の皆様と協力し、支え合っていきたいと思っています。



犯罪をなくして「明るい社会」を実現しましょう

泉区連合自治会町内会長会長 馬場 勝己

日ごろから泉保護司会、泉区更生保護女性会の皆様には更生保護活動や青少年健全育成の活動など、犯罪のない明るい社会の実現に向けて、様々な活動に精力的に取り組んでいただき心より感謝申し上げます。毎日のように新聞やテレビで悲惨な事件、事故が報道されております。親が我が子を、子が親を殺める悲惨な事件には心を痛めます。そして、いじめ問題や子供たちが自らの

命を絶つという悲惨な出来事もあとを絶ちません。平和な毎日が来ることを心から望んで止みません。何よりも犯罪や非行を未然に防ぐことが大切です。そのためには泉区内の各種団体が力を合わせ、防犯活動や更生保護活動に取り組む必要があると思います。犯罪のない「明るい社会」の実現のために。



令和5年度 生活困窮者自立支援事業 泉区セーフティーネット会議に参加して

保護司 塚田 芳晴

11月10日(金)泉区役所において、泉区セーフティーネット会議が開催され泉保護司会として参加しました。

セーフティーネット会議とは生活困窮者自立支援法に基づき、支援に関する職務に従事する者その他関係者によって構成され、自立支援を図るため必要な情報の交換を行いその支援体制に関する検討を行うものです。

都道府県単位の会議に始まり、横浜市や各区のセーフティーネット会議が開催されています。

この会議には、地域活動ホーム、地域ケアプラザ、ユースプラザ、社会福祉協議会、高等学校、泉区生活支援課などの職員の参加がありました。

冒頭、「生活困窮者自立支援制度について」泉区生活支援課担当係長から概要説明がありました。

続いて横浜保護観察所の社会復帰対策官と保護観察官により、「更生保護の概要」について説明がされました。

更生保護全体のシステムとして「刑事司法における更生保護の位置づけ」に始まり、「更生保護とはどのようなものか」の説明がありました。

更生保護の担い手として「保護司」「更生保護施設

「協力雇用主」「更生保護女性会」「BBS会」などを紹介されました。

保護観察の内容として保護観察官と保護司の役割、毎月の面接における指導監督、指導援護についての説明がありました。

更生保護の活動が、刑務所出所者の生きづらさを例に、各施設や団体、個人の支援対策の内容について詳しく解説されました。

最後に保護司の体験談として、保護司になったきっかけ、面接の実際と傾聴の難しさやなかなか効果が上がらず、本当に効果があるのかと自問することもある事も話しました。

また、一定期間の更生保護活動で終了後は関りがなくなるため確認ができないので、数少なくなります。が成功例も話しました。

生活困窮者だけでなく更生保護対象者も含めて多様な支援の展開が必要と感じました。

セーフティーネット会議の参加者の皆さんとの連携も重要なものであると思われま。

今後も一層の活動の充実が望まれます。



令和5年度 泉保護司会受賞者(敬称略)

- 叙勲 秋 瑞宝双光章
田中 龍彰
- 法務大臣表彰
内藤 光雄
- 関東地方保護司連盟会長表彰
町田 ふみ子
- 横浜保護観察所長表彰
山下 昌永
- 神奈川県保護司連合会会長表彰
井内 早苗、佐藤 政枝、田中 信次
- 神奈川県社会福祉協議会会長表彰
石井 利宗
- 横浜市会議長感謝状
神田 文雄
- 横浜市保護司会協議会会長表彰
佐藤 政枝

令和5年度 泉区更生保護女性会受彰者(敬称略)

- 法務大臣感謝状
小島 敏子
- 関東地方更生保護委員会委員長感謝状
立平 チエ子
- 神奈川県共同募金会会長感謝
石川 あさ子
- 横浜保護観察所長感謝状
市川 千栄子、山岸 清子
- 神奈川県更生保護女性連盟会長表彰
坂本 利恵、池田 邦代、宮本 ウタ子
大木 ヤス子
- 横浜市長感謝状
藤村 妙子、町田 ふみ子
- 横浜市会議長感謝状
森 則子
- 横浜市更生保護女性連盟会長表彰
中野 みどり、岩城 孝子、荻野 睦子
小島 初江、小山内 カツイ

令和5年度 更生保護協会会費及び助成金 協力お礼

連合自治会町内会または自治会町内会から、合計923,000円の会費を頂きました。

また、下記団体から合計40,000円の助成金を頂きました。※敬称略

【横浜泉ライオンズクラブ、横浜泉ロータリークラブ、泉防犯協会、泉企業防犯連絡会】

社会を明るくする運動や保護司会・更生保護女性会の活動等に役立たせていただきます。ありがとうございました。



「明るい社会」編集委員

泉 保 護 司 会		泉 区 更 生 保 護 女 性 会	
会 長	神田 文雄	会 長	市川 千栄子
広 報 部 長	土屋 幸二	副 会 長	坂本 利恵 池田 邦代
広 報 部 会	内藤 光雄 玉熊 秀義 萩原 達也		



新型コロナ感染症が5類になり、社会活動がコロナ前に戻りつつあります。明るい社会編集委員も大幅に入れ替わり新たな思いで更生保護の活動を読者の皆様にお届けできるように今後も頑張りたいと思っております。

(保護司 土屋)

地区連合自治会町内会長 様

泉区地域振興課
資源化推進担当課長

令和6年度 クリーンタウンいずみ推進功労者(個人・団体)の推薦について (依頼)

厳寒の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から清潔できれいな街、泉区の推進に御協力をいただきましてありがとうございます。

泉区では、清潔できれいな街づくりやヨコハマ プラ5.3計画の一層の推進を図るため、標記功労者の表彰を行います。貴連合に該当する個人又は団体がありましたら、次により御推薦をお願いします。

なお、表彰につきましては、御推薦をいただいた個人又は団体に内容を確認のうえ、別途御案内をさせていただきます。

1 推薦要件

次の各号のいずれかに該当する個人及び団体

(1) 清潔できれいな街づくりの推進

地域の清掃やキャンペーンの実施、啓発活動など、きれいな街づくりに功績があること。

(2) ヨコハマ プラ5.3計画の推進

ごみの減量・リデュース・リユース・リサイクルの取組、集積場所の整備(情報提供、各種掲示など)や啓発活動など、独自の取組でヨコハマ プラ5.3計画を推進していること。

(3) 緑化の推進

地域の緑化活動を推進していること。

2 推薦方法

推薦書(個人用・団体用)に御記入のうえ御推薦願います。各連合、最大で4人(団体)で推薦をお願いします

※御推薦にあたっては、被推薦者に推薦の旨を必ずお伝えください。

3 表彰対象の除外について

これまでに区、市、県の表彰を受けている場合。

4 表彰

表彰は令和6年度に行う予定です。表彰対象者には詳細が決まり次第、別途御連絡いたします。

5 提出期日

令和6年3月29日（金）まで

※なお、期限までに御提出のない連合自治会町内会につきましては、御推薦がないものとさせていただきますので御了承ください。

6 提出先

泉区地域振興課 資源化推進担当（区役所3階310窓口）

担当：泉区地域振興課 資源化推進担当 上野・夏目
電話：800-2398 FAX：800-2507

「クリーンタウンいずみ」推進功労者(団体)表彰要綱

制 定 平成17年3月7日泉地振第 304 号(泉区長決裁)

最近改正 令和 6 年2月2日泉地振第 1078 号(泉区長決裁)

(目 的)

第1条 この要綱は、泉区内において各種美化活動やヨコハマ プラ 5.3 計画の推進活動を行い、清潔できれいな街づくりの推進等に功績のあった個人または団体に対し感謝の意を表するとともに、さらに積極的な活動を推進することを目的とする。

(表彰基準)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当するもので、その業績または功労が特に顕著で他の模範となるものに対し行う。

- (1) 地域における清掃活動・啓発活動に尽力するなど、清潔できれいな街づくりの推進に功労のあった個人又は団体
- (2) 地域でのごみ減量化活動など、ヨコハマ プラ 5.3 計画の推進に功労のあった個人又は団体
- (3) 緑化活動等に尽力し功労のあった個人又は団体

(推薦方法)

第3条 地域住民組織及び各種市民団体の代表者が、別紙推薦用紙により泉区長あて推薦し、泉区長が決定する。

(表 彰)

第4条 表彰は泉区長が行い、記念品を併せて授与することができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、原則として毎年1回行う。

(事務の所管等)

第6条 本表彰に係る事務は泉区総務部地域振興課が行う。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は泉区長が定める。

附 則

この要綱は平成17年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。ただし、同日までにこの要綱による被表彰者(団

体)として推薦を受けたものに対するこの要綱の規定の適用は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は令和6年2月2日から施行する。

【個人用】

推 薦 書

令和 年 月 日

泉区長

推薦団体名 _____

代表者氏名 _____

次の者を「クリーンタウンいずみ」推進功労者として推薦します。

ふりがな	
氏 名	
住 所 電 話	横浜市泉区 電話 ()
功績区分	① 清潔できれいな街づくり ② ヨコハマプラ5.3計画の推進 ③ 緑化
推薦理由	
具体的な 活動内容	
・期間 ・頻度 ・場所 など	

【団体用】

推 薦 書

令和 年 月 日

泉区長

推薦団体名 _____

代表者氏名 _____

次の団体を「クリーンタウンいずみ」推進功労団体として推薦します。

ふりがな			
団体名			
所在地	横浜市泉区		
ふりがな		電話	()
代表者氏名			
団体 構成人数	人		
団体 功績区分	① 清潔できれいな街づくり ② ヨコハマプラ5.3計画の推進 ③ 緑化		
推薦理由			
具体的な 活動内容			
・期間 ・頻度 ・場所 など			

泉 区 連 長 会 資 料
 令 和 6 年 2 月 1 9 日
 泉 区 区 政 推 進 課

泉 政 第 1454 号
 令 和 6 年 2 月 19 日

各地区連合自治会町内会長様
 各自治会町内会長様

横浜市泉区長 山口 賢
 横浜市政策局長 鈴木 和宏
 横浜市議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和6年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和6年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和6年5月、8月、12月 (または11月)、令和7年2月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月1日～10日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

(令和7年1月号は、令和6年12月29日までにお届けします。)

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回（令和6年10月と令和7年3月予定）お支払いします。

なお、配布部数の確認に関する書類（はがき）の提出について、令和6年9月及び令和7年2月に別途依頼させていただきます。お手数をおかけしますが、配布謝金支払事務にご協力いただけますようお願いいたします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

泉区区政推進課広報相談係 Tel800-2335 FAX800-2506

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。）

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、区役所広報相談係まで御連絡ください。

(4) 令和6年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：泉区区政推進課広報相談係

Tel800-2335 FAX800-2506

政策局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区区政推進課
地域力推進担当課長 土田 俊樹

令和6年度いっずんサポート補助金について

この度、泉区内の様々な主体が行う、身近な地域の課題解決や魅力向上等につながる、主体的・継続的な事業を支援する「いっずんサポート補助金」について、団体からの申請の利便向上のため、区政推進課「泉区地域課題解決支援事業補助金」に地域振興課「地域で育むいずみっこ応援事業補助金」を統合し、3種類のコースを設定しました。つきましては、別添のとおり令和6年度いっずんサポート補助金チラシを配付いたしますので、地域活動を進めるうえで御活用ください。また、事前説明会を開催しますので周知いただきますようお願いいたします。

1 補助概要

(1) 名称

いっずんサポート補助金（泉区地域課題解決支援事業補助金）

(2) 補助事業者等の範囲

次のア～エのすべての要件を満たすものとします。

ア 泉区内で活動している団体で5名以上の構成員で組織しており、組織の運営に関する規則、規約、会則等があること。

イ 自らが主体となって課題解決や地域の魅力づくり等を行う意欲があること

ウ 法人にあっては特定非営利活動法人、公営社団法人又は公益財団法人に限り、かつ市町村民税（特別徴収分・普通徴収分）を滞納していないこと

エ 政治活動及び宗教活動を行っていないこと

(3) 補助対象経費

報償費、使用料、印刷費、保険料、消耗品費、通信費、交通費、手数料、委託費、原材料費

(4) 補助金の種類及び補助金額

ア スタートアップコース：最大25万円

イ ステップアップコース：最大20万円

ウ 子どもの居場所コース：最大10万円

(5) 申請期間

令和6年4月1日（月）から4月10日（水）まで

※申請する場合は地域力推進担当に事前相談を行ってください。

2 添付資料

令和6年度いっずんサポート補助金【いずサポ】チラシ

3 事前説明会

(1) 日時：令和6年3月14日（木）午前10時から午前11時まで

(2) 場所：泉公会堂 第1会議室

担当：泉区区政推進課地域力推進担当
井戸、齋藤
TEL：800-2333 FAX：800-2505
mail:iz-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

令和6年度 いっずんサポート補助金【いずサポ】

(泉区地域課題解決支援事業補助金)

泉区がより“暮らしやすく魅力あるまち”となるよう、地域の皆さんが“自らの力で解決していこうとする活動”を応援します！

～事前説明会～
令和6年3月14日(木)
10:00～11:00
泉公会堂2階第1会議室



《事前相談》

令和6年 3月1日(金) ～ 29日(金)

《申請受付期間》

令和6年 4月1日(月) ～ 10日(水)

🍀 選考結果通知: 令和6年5月上旬を予定 🍀



【コース別補助金概要】

申請回数	スタートアップコース		ステップアップコース		子どもの居場所コース	
	補助率	補助限度額	補助率	補助限度額	補助率	補助限度額
1回(年)目	10分の8	25万円	10分の5	20万円	10分の9	10万円
2回(年)目	10分の6			15万円		
3回(年)目	10分の5			10万円		
備考	対象事業の開始が 令和4年4月1日以降のもの		対象事業の開始が 令和4年3月31日以前のもの		子どもの自主性や社会性を育むことを目的とするもので、年6回以上継続的に行うもの	
活用事例	・地域で新たに活動を始めた い！ ・始めたばかりの活動を軌道に乗せたい！		・現在の活動をさらに盛り上げたい！		・遊びや体験などを通して子どもたちの交流を図り、地域全体で子どもたちの健全育成を育みたい！	
注意事項	1事業につき、スタートアップコース、ステップアップコース、子どもの居場所コースを通算して3回までの補助金交付が受けられます。ただし、毎回申請が必要であり、申請の都度審査がありますので、1度交付を受けても、次回からの補助金交付を約束するものではありません。					

※各コースは条件が異なります。詳細は「泉区地域課題解決支援事業補助金交付要綱」を御確認ください。

※この事業は、横浜市会において令和6年度予算が議決されることを前提としています。

🌸 申請にあたっては、**必ず事前に御相談** ください。

提出・
問い合わせ先

泉区区政推進課 地域力推進担当(区役所3階 307番窓口)
電話:045-800-2333 FAX:045-800-2505
メール:iz-chiikiryouku@city.yokohama.jp



いっずんサポート補助金 🔍 検索



いっずんサポート補助金概要



コース	スタートアップコース	ステップアップコース	子どもの居場所コース
対象団体	次に掲げる全ての要件を満たすもの (1) 泉区内で活動している団体で5名以上の構成員で組織しており、組織の運営に関する規則、規約、会則等があること。 (2) 自らが主体となって課題解決や地域の魅力づくり等を行う意欲があること。 (3) 法人にあっては特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に限り、かつ市町村民税（特別徴収分・普通徴収分）を滞納していないこと。 (4) 政治活動及び宗教活動を行っていないこと。		
追加条件	/		次に掲げるいずれかの要件を満たすもの (1) 市から委嘱されたものが構成員に含まれる団体 (2) 泉区内の自治会町内会役員が構成員に含まれる団体
対象事業	次に掲げる全ての要件を満たすもの (1) 公共的・公益的な事業であること。 (2) 地域の課題解決や魅力向上につながる事業又は子どもの健全育成に資する事業であること。 (3) 補助事業者等が自主的・主体的に企画及び実施する事業であること。 (4) 補助金の交付決定があった年度中に実施する事業であること。 (5) 参加費を徴収する場合にあっては、積算根拠が明確であり、適正な実費相当額であること。 【次に該当する事業は対象外】 ・ 営利目的又は特定の団体や個人のみが利益を受けるもの。 ・ 政治活動又は宗教活動を目的とするもの。 ・ 地域住民・団体構成員の交流や親睦を主な目的とするもの。 ・ 事業実施を伴わない調査・研究のみを目的とするもの。 ・ 個人の技術向上を目的とするクラブ活動及びこれに類する活動。 ・ 施設・備品等の整備、購入のみを目的とするもの。 ・ 公序良俗に反する等、支援の対象として適当でないと認められるもの。 ・ 補助金を受けようとする事業について、本市から委託を受けているもの又は受ける見込みがあるもの。		
追加条件	/		・ 年6回以上継続的に行うもの。 ・ 未就学の子と親が主な対象で、仲間づくりや情報交換、育児の支援を目的としないもの。
対象経費	報償費、使用料、印刷費、保険料、消耗品費、通信費、交通費、手数料、委託費、原材料費 【対象外となる経費の例】 団体構成員への謝金、団体運営のための会議等で使用する会場・機材等の使用料、私用携帯の通話料・パケット通信料、弁当・菓子等の食糧費等 ※詳細は「いっずんサポート補助金募集要項」等をご確認ください。		
交付決定方法	審査委員会にて申請内容を審査したうえで、補助金交付の可否を決定します。 ※審査項目等については、「いっずんサポート補助金募集要項」をご確認ください。		
その他	・ 申請前に、「いっずんサポート補助金募集要項」及び「泉区課題解決支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。 ・ 申請にあたっては、 必ず事前に御相談 ください。		

自治会町内会館脱炭素化推進事業について【事業説明・募集案内】

1 事業の趣旨

3月1日から申請受付を開始する自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、制度の詳細が決まりましたのでお知らせします。この機会に是非、省エネ設備の導入をご検討ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

地区連合町内会館も対象となりますので、是非導入をご検討ください。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、是非導入をご検討ください。

3 補助制度概要

別添の補助制度概要資料をご参照ください。

4 申請について

(1) 申請期間

令和6年3月1日（金）～令和6年9月30日（月）

(2) 申請時にご注意いただきたいこと

・申請前に、会館への省エネ設備導入について、団体としての意思決定及び事業者から見積書を徴収してください。

・補助金申請後の交付決定を受けてから、契約・発注をしてください。

※その他、申請書類については、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

5 補助交付申請書類等の提出や問合せ先について

（※区地域振興課と異なりますので、ご注意ください）

以下の事務委託先にご提出ください。Eメール、郵送、窓口への持参（予約制）での提出が可能です。

【申請・問合せ先】事務委託先 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

・電話：045-451-7740（受付時間 平日9:00～17:00）

・Email：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

・所在地：横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル 5階



（アクセス）

※アクセス：JR「横浜」駅（東口）より徒歩15分/JR「横浜」駅（きた東口）より徒歩10分/

京浜急行「神奈川」駅より徒歩5分(<https://www.yokohama-kousya.or.jp/company/contact.php#map01>)

※メールの添付容量は最大で10MBまでです。容量が大きくなる場合は、大容量ファイル送付用のアドレスをお送りしますので、上記連絡先までご連絡ください。

6 よくある質問

	質問	回答
(1)	法人化されていないといけないか	自治会町内会の法人化は、補助要件としていません。
(2)	過去に会館整備費補助事業の補助を受けた会館も対象になるか	今回新たに会館脱炭素化推進事業の補助メニューの製品・設備を導入すれば対象になります。
(3)	予算上限に達したら補助を受けられないことはあるか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの予算を確保しています。是非ご活用ください。
(4)	蓄電池のみの導入は可能か	蓄電池を導入する場合は、既に太陽光発電設備が導入されているか、今回、太陽光発電設備とセットで導入する場合があります。
(5)	家電量販店で購入済みの製品の領収書を提出すれば補助してもらえるか	当事業は、事業者からの見積書を添付し、その他必要書類と共に申請を行い、区からの交付決定後に業者と契約することになっていますので、購入済みの製品は対象になりません。
(6)	施工事業者への代金支払いのため、整備完了報告前に、補助金を先にもらうことが可能か	補助金の前払い手続きをご案内しますので、交付申請手続きの際、お申し出ください。

※ その他、詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、手続きにご使用いただく様式をダウンロードできるようにしています。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市WEB ページ)

7 添付資料

- (1) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の補助制度概要
- (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金のチラシ

市民局地域支援部地域活動推進課
 担当 川口、江口
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

横浜市 自治会町内会館脱炭素化推進事業 補助制度概要

1 目的

地域活動の拠点である自治会町内会館等（以下、「会館」という）に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助することにより、エネルギー価格等の物価高騰に対する支援及び脱炭素化の推進を図り、市民の脱炭素化に向けた行動変容を促進します。

2 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

3 主な補助要件（「募集案内」を必ずご確認ください）

- 町内会等が所有(※1)する施設で、町内会等により運営及び利用され、地域住民の福祉の向上、連帯の増進に寄与する施設
※1 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合は、補助対象とします。
- 会館への省エネ設備導入に対し、総会の議決等による町内会等の意思決定があること
- 見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者であること
- 交付決定通知日以降に、契約、発注していること
- 令和6年12月27日までに設備を導入し、整備完了報告を行うこと

4 補助対象設備の条件・補助率・補助上限額

補助対象	主な条件	補助率	補助上限額
① LED 照明器具	・天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外） ・統一省エネラベル(※2)省エネ性能★4つ以上(省エネ型製品情報サイト未掲載の場合は、トップランナー基準達成製品) ・既存照明器具での電球形LEDランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品）	2/3	60万円
② エアコン	【家庭用】統一省エネラベル省エネ性能★2.4つ以上 【業務用】トップランナー基準達成製品	2/3	130万円
③ 断熱窓など	・居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入 ・居室1室以上の全ての開口部の断熱改修	2/3	200万円(※3)
④ 太陽光発電設備	・原則、発電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること		
⑤ 蓄電池	・原則、蓄電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること ・太陽光発電設備との同時設置のみ。 ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可		

※2 家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。★の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

※3 合算での上限額。いずれかの実施も可。

5 補助対象経費

補助対象設備の購入費、設置工事費のほか、附属設備の設置や既存設備の処分等に関する費用などの経費

- ◆保証・保険料やサービス・ソフトウェア等の登録料・使用料、既存設備の劣化に伴う修繕費等は、補助対象外

6 主な手続きの流れ (下線部：申請団体が実施)

- (1) 団体内の意思決定・書類準備 (見積徴収)
- (2) 補助申請：令和6年3月1日(金)～9月30日(月)
- (3) 交付決定
- (4) 施工事業者と契約、整備実施、事業者への支払い ----- 補助金の前払い手続きあり。
補助申請の際、お申し出ください。
- (5) 整備完了報告：令和6年12月27日(金)まで
- (6) 交付額の確定
- (7) 補助金請求書の提出：令和7年2月28日(金)まで
- (8) 補助金の振込

- ◆複数回、申請可能ですが、2回目以降の申請は、既に申請を行っている補助対象事業の交付決定通知後とします。

- ◆各種手続きの提出方法：事務委託先である横浜市住宅供給公社に、Eメール、郵送、窓口持参(予約制)

7 見積徴収(契約事業者決定)

契約金額1件、100万円以上(税込)の場合

次のいずれかに該当する事業者(2者以上)から見積徴収し、事業者を決定

- ①横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ②登記簿の本店(又は主たる事務所)の所在地が市内で登記している者
- ③主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体

契約金額1件、100万円未満(税込)の場合

市内に本店、支店、営業所等を有する法人・個人事業者から見積徴収し、事業者を決定

8 補助を利用した町内会等への協力をお願い

設備導入後、アンケートや普及啓発(セミナー等)の取組に協力いただくことがあります。

9 問合せ先

(事務委託先) 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話：045-451-7740 (受付時間：平日9時～17時)

※おかけ間違いにご注意ください

Email：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

所在地：横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル 5階

- ◆詳しくは「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください

横浜市 会館脱炭素

検索



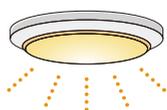
(市WEBページ)

自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率 **2/3**

対象
製品

LED照明器具



補助上限額

60万円

省エネ性能

★★★★☆4.0

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの
交換も対象
(トップランナー基準達成製品)

対象
製品

エアコン



補助上限額

130万円

家庭用

省エネ性能

★★★★☆2.4

統一省エネラベル省エネ性能
★2.4 以上

業務用

トップランナー基準達成製品

対象
製品

断熱窓など



断熱窓



太陽光
発電設備



蓄電池

補助上限額

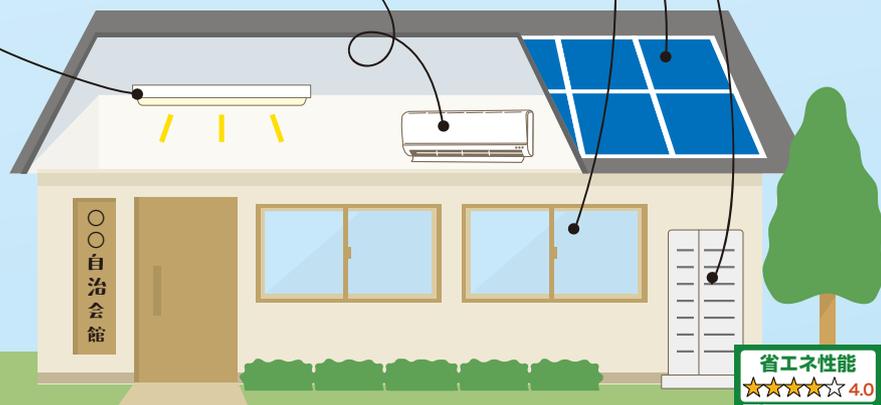
合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。

対象製品の要件、申請手続き等
の詳細は「募集案内」をご確認
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。



対象団体

会館を所有している* **自治会町内会・地区連合町内会**

*会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用し、設備導入費の負担
及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合は、補助対象とします。

申請期間

令和6年

3月1日 金 ~ **9月30日** 月

終了予定

完了報告
期限

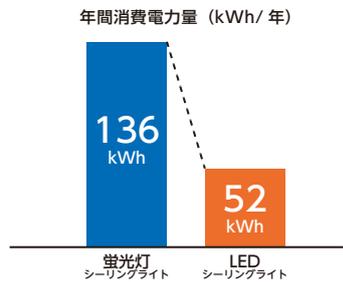
令和6年

12月27日 金

導入効果

LED 照明器具

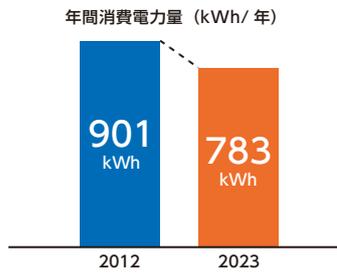
年間 CO₂排出量 1台あたり
約 38kg 削減!
 年間電気代
約 2,600円 おトク!



出典：スマートライフおすすりBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

エアコン

年間 CO₂排出量 1台あたり
約 53kg 削減!
 年間電気代
約 3,700円 おトク!



出典：スマートライフおすすりBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

断熱窓

冷暖房費削減効果
 （施工前との比較）
 年間 CO₂排出量
約 340kg 削減!
 年間電気代
約 23,600円 おトク!



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
 ※窓体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出
 ※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

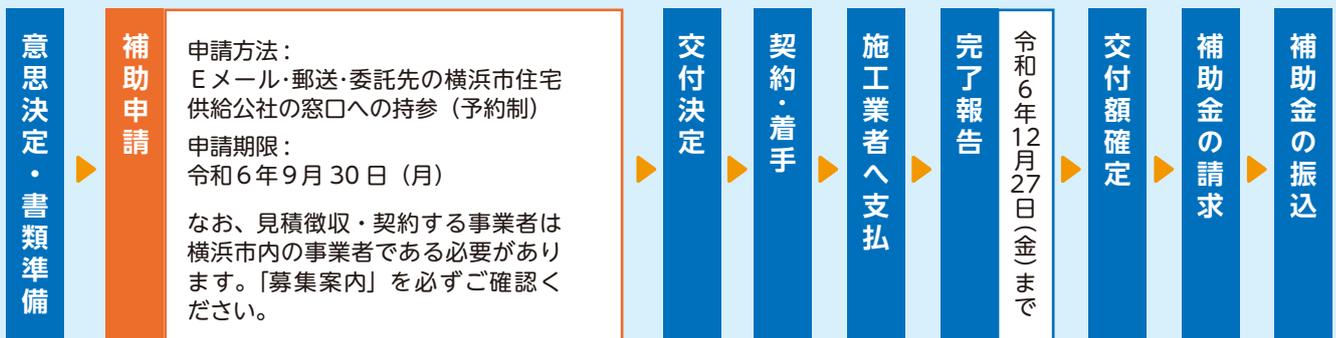
対象設備要件

対象設備	主な要件（詳細は「募集案内」をご確認ください）	補助率	補助上限額
LED 照明器具	<ul style="list-style-type: none"> 天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外） 統一省エネラベル省エネ性能：★4つ以上※1 既存照明器具での電球形LEDランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品） 	2/3	60万円
エアコン	<ul style="list-style-type: none"> 【家庭用】統一省エネラベル省エネ性能：★2.4つ以上 【業務用】トップランナー基準達成製品 	2/3	130万円
断熱窓など	<ul style="list-style-type: none"> 居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入 居室1室以上の全ての開口部の断熱改修 	2/3	200万円※2
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 原則、発電した電気を会館で使用すること 敷地内に設置された定置用であること 		
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> 原則、太陽光発電より蓄電した電気を会館で使用すること 敷地内に設置された定置用であること 太陽光発電設備との同時設置のみ。ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可 		

※1 省エネ型製品情報サイト未掲載製品は、トップランナー基準達成製品が補助対象。

※2 合算での上限額。いずれかの実施可。

手続きの流れ



設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

お問合せ

（事務委託先）横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 9:00 ~ 17:00

※土・日・祝日を除く

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

事業実施主体：横浜市市民局地域活動推進課

資料7

泉区連長会資料
令和6年2月19日
泉区福祉保健課

泉福第1340号
令和6年2月19日

地区連合自治会町内会長 様

泉区福祉保健センター
福祉保健課長 齋藤 有香

令和6年 民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について（依頼）

向春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、福祉保健行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について、別紙資料のとおり、御依頼させていただきますので、よろしく願いいたします。

推薦は、欠員地区及び増員が必要な地区のみとなり、任期は次期一斉改選（令和7年11月30日）までとなります。

また、推薦書類等は、対象の地区連合自治会町内会・単位自治会町内会に直接、送付させていただきます。

御不明な点がございましたら、下記担当まで御連絡くださるよう、お願いいたします。

【担当】

泉区福祉保健課運営企画係 野池、日比野

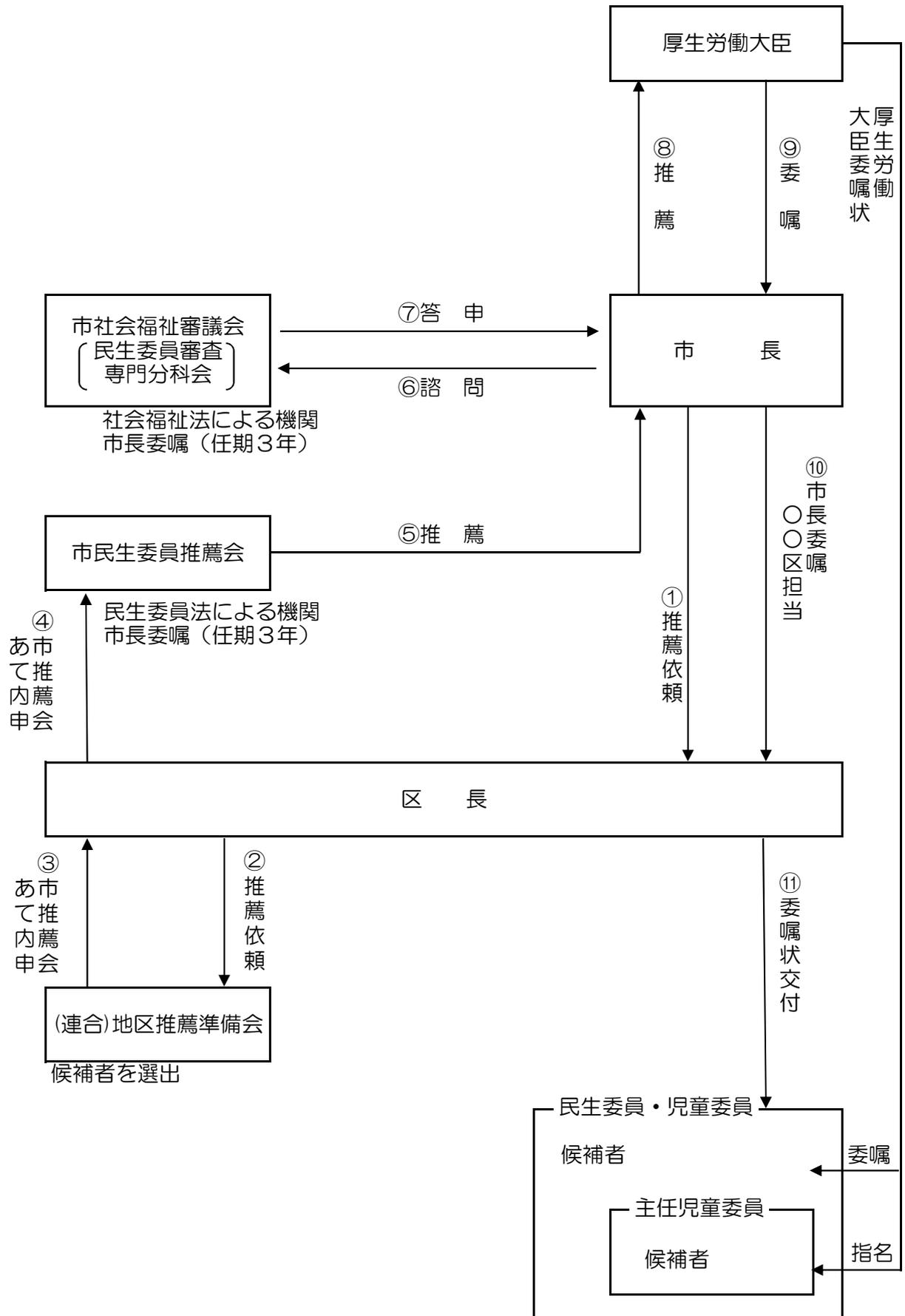
電 話 800-2401

メール iz-unei@city.yokohama.jp

令和 6 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 6 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 6 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和 6 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和 6 年 1 2 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬	市連会協力依頼	
	中旬		
	下旬		
3 月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4 月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	
	中旬		
	下旬		
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	
	中旬		
	下旬		
7 月	上旬	令和 6 年 7 月 1 日付け委嘱	
	中旬		
	下旬		
8 月	上旬		連合・地区へ推薦依頼
	中旬		
	下旬		
9 月	上旬		連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
10 月	上旬		区より市推薦会に候補者内申
	中旬		
	下旬		
11 月	上旬		市推薦会、市審査会開催
	中旬		
	下旬		
12 月	上旬		厚生労働大臣あて推薦
	中旬		
	下旬		
12 月	上旬		令和 6 年 12 月 1 日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手續図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】 年間 64,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるため、年間 64,200 円（1 か月あたり 5,350 円）の活動費を、区役所から年 2 回に分けて支給しています。

【会費の負担】 年間 8,500 円（令和 5 年度）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

会費内訳(令和4年度の場合)

項目	金額(円)	
区・地区民児協活動費等の事業費	2,180	主に区・地区民児協の活動費に充当します。
市民児協互助事業会費	1,600	横浜市民児協互助特別会計に積み立てます。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金を支給します。 また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
市民児協周年事業 積立金	100	周年事業に向けて積み立てます。
全民児連会費	700	行う全国民生委員児童委員連合会の事業費とします。
全国互助共励会費	1,900	全民児連が所管する互助事業へ積み立てます。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金を支給します。 また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
関東ブロック民生委員児童 委員連合協議会会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会開催費用 に充当します。
横浜市社協会費	1,000	横浜市社協会員規程に基づく年会費
泉区社協会費	1,000	泉区社協会員規程に基づく年会費
合計	8,500	

※退任慰労金支給については、3年以上在任している必要があります。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>18 歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っているおり、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 </div>	
①適任者		
②年齢要件		
③居住要件	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 原則、担当地域内に居住する方 </div>	
2. 任期	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 3年 令和7（2025）年11月30日まで </div>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 （地区民児協を単位とします。）
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 （推薦人）	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 <u>※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</u>	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 <u>※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。</u>
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。 </div>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和5年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

資料5

	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
計	4,213	886	2,989	3,875	530	22	468	490	4,743	908	3,457	4,365
鶴見区	305	82	218	300	34	7	26	33	339	89	244	333
神奈川区	282	48	206	254	36	1	33	34	318	49	239	288
西区	123	26	84	110	12	1	11	12	135	27	95	122
中区	167	32	120	152	26	2	20	22	193	34	140	174
南区	248	62	166	228	33	1	31	32	281	63	197	260
港南区	261	42	196	238	30	1	27	28	291	43	223	266
保土ヶ谷区	255	44	185	229	46	1	43	44	301	45	228	273
旭区	293	49	209	258	40	2	31	33	333	51	240	291
磯子区	216	43	148	191	20	1	14	15	236	44	162	206
金沢区	248	37	179	216	32	0	30	30	280	37	209	246
港北区	375	84	264	348	46	1	45	46	421	85	309	394
緑区	204	39	155	194	23	0	23	23	227	39	178	217
青葉区	298	45	236	281	32	0	29	29	330	45	265	310
都筑区	168	48	106	154	20	3	14	17	188	51	120	171
戸塚区	305	74	220	294	38	0	34	34	343	74	254	328
栄区	149	38	98	136	14	0	14	14	163	38	112	150
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	148	38	97	135	24	0	22	22	172	38	119	157

* 定数は令和5年12月1日現在

民生委員・児童委員、主任児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています。

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員が主任児童委員です。



日ごろの活動

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| 見守り | 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け |
| 相談・情報提供 | 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します |
| 地域のつなぎ役 | 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます |
| 交流の場づくり | 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています |
| 行政の業務への協力 | 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています |

活動の様子(一例)



見守り活動



地域の親子の居場所「子育てサロン」

次のようなご相談は民生委員の役割ではありません

- × 身の回りの世話をしてほしい
- × 救急車に同乗してほしい
- × 保証人になってほしい
- × 子どもを預かってほしい
- × お金を貸してほしい

民生委員活動の基本

地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等を行っています
- 知識習得やスキル向上のための研修を行っています

身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

活動費の支給と会費のご負担

<活動費の支給> 年間 70,200 円（令和5年度 64,200 円 ⇒ 令和6年度 70,200 円※）

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

※民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策のひとつとして、令和6年度から増額を予定しています。（月額：5,350 円⇒5,850 円 年間 6,000 円の増額）

なお、増額は令和6年度予算が横浜市議会で議決されることが条件です。

<会費のご負担> 年間 8,500 円（令和5年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

担 当：泉区役所福祉保健課運営企画係 連絡先：800-2401

資料 8

泉区連長会資料
令和6年2月19日
泉区福祉保健課

泉福第1341号
令和6年2月19日

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区福祉保健センター
福祉保健課長 齋藤 有香

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策、年齢要件に関する検討結果の報告について

向春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、民生委員・児童委員活動につきまして、御理解と御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、令和4年12月の一斉改選以降、区局によるプロジェクト等により検討を進めてきましたので、検討結果について報告します。

また、令和5年9月から12月にかけて、民生委員・児童委員の年齢要件について区・地区民児協で意見交換を実施していただきました。意見交換結果等を踏まえて庁内で検討した次期一斉改選（令和7年12月）以降の年齢要件について報告します。

引き続き、民生委員・児童委員活動に御協力賜りますよう、お願いいたします。

<配付物（各自治会町内会に1部）>

市連会2月定例会説明資料（令和6年2月9日 健康福祉局地域支援課）

- (1) 民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策、年齢要件に関する検討結果について【報告】
- (2) **別紙** 民生委員・児童委員の負担軽減や活動支援に向けた検討結果について
(令和6年2月現在)

【担当】

泉区福祉保健課運営企画係
野池、日比野
電話 800-2401

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策、年齢要件に関する検討結果について【報告】

1 趣旨

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、令和 4 年 12 月の一斉改選以降、区局によるプロジェクト等により検討を進めてきましたので、検討結果について報告します。

また、令和 5 年 9 月から 12 月にかけて、民生委員・児童委員の年齢要件について区・地区民児協で意見交換を実施していただきました。意見交換結果等を踏まえて庁内で検討した次期一斉改選（令和 7 年 12 月）以降の年齢要件について報告します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】ご承知おきください。

3 報告事項

(1) 民生委員活動に関する負担軽減・活動支援策、推薦事務の改善等について

負担軽減や活動支援策のうち、主なものについて、以下のとおり報告します。

なお、推薦事務についても、再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするなどの改善を行います（令和 7 年 12 月一斉改選から）。

詳細については「別紙 1」にてご確認ください。

	取組の方向性	具体的な取組	実施予定年度
業務量の軽減	報告書類のデジタル化	毎月提出している活動報告書の電子申請化	R 7
	協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助、一斉改選時の引き継ぎ制度等の導入に向けた検討	R 7
負担感の軽減	地域全体での見守り推進	自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りの検討	R 7
人材確保	広報の強化	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報の強化・充実	R 6
推薦事務の改善	手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするとともに、様式の更なる簡素化の検討	R 7 一斉改選

<別紙 1 に関する説明>

- ①モデル区における民生委員・児童委員との懇談会や退任者アンケート結果をはじめ、各区で把握している民生委員活動の現状等を踏まえ、「取り組むべき課題」として分類しました。
- ②分類した課題それぞれに対して、「取組の方向性」や「具体的な取組」、「実施予定時期」を整理しました。
- ③整理した取組のうち、重点的に着手すべきものについては、区局による分科会を設置するなど、機動的に進めていきます。

(2) 民生委員・児童委員の年齢要件に関する検討結果について

年齢要件に関する検討については、令和5年9月から12月にかけて区・地区民児協で意見交換を実施していただき、1,708件ものご意見をいただきました。

意見交換の詳細については「別紙2」にてご確認ください。

ア 年齢要件の変更について

地域の中で後任者が見つからないなど担い手確保が課題となっている中で、委員活動への意欲があり、自治会町内会長等の同意がある方については、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、現行の年齢要件（75歳未満）に、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。

現行	変更後
新任 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。	新任（変更なし） 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。
再任 75歳未満	再任 75歳未満。 <u>ただし、選出が困難な場合に限り、1期（3年間）のみを再任期間として推薦をすることができる。（条件あり）</u> <u>【条件】</u> 下記3つの条件をすべて満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある <u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u>

イ 特例条件について

特例は、地域において適任者（後任者）の選出が困難な場合で、かつ①～③の条件をすべて満たす場合に1期（3年間）のみ推薦できる、とするものです。

ウ 変更時期

令和7年12月の一斉改選時から適用します。

※再任の方に限った特例を設ける変更であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある次期一斉改選からの適用となります。

令和6年7月、令和6年12月、令和7年7月の欠員補充は現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

担当：健康福祉局地域支援課 村山

電話：045-671-4046

FAX：045-664-3622

メール：kf-chiikishien@city.yokohama.jp

	取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)
負担軽減・活動支援 業務量の軽減 ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ	業務の見直し・効率化	・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化	報告事務等の簡素化・効率化の検討	R7
		・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討	国・社協への要望 (例：活動報告書、事業計画書の簡略化等)	R6
		・報告書類のデジタル化 (アプリ化)	モデル地区での活動報告書のデジタル化 (電子申請) の実証、全区展開	R7
		・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化	モデル地区で導入、全区展開	R7
負担感の軽減 ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない	補助人員を導入する	・協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入	R7
	依頼業務の精選	・出席会議の整理	出席会議や各種依頼業務量の照会および削減	R6
	活動のサポート強化	・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実 ・夜間休日のサポート方法の検討	民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施 区役所閉庁時における相談先の案内 (ホームページ掲載など) や事例集の充実の検討	R7 今後取組予定
	地区民児協の運営支援	・委員同士の交流や情報交換の機会の検討 ・地区会長研修等の充実	民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実	R7
	情報共有	・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討	個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討	今後取組予定
	地域との連携によるサポート強化	・地域全体での見守り推進 (隣近所、組長や班長との連携、情報共有) の検討	モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開	R7
	活動費等の見直し	・活動費の増額 ・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討	活動費の増額に向けた予算計上 R5 : 64,200円 ⇒ R6 : 70,200円 (R6年度予算が横浜市議会で議決されることが条件) 会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討	R6 今後取組予定
	活動と生活の明確な線引き	・民生委員の活動に関する広報の検討 ・通信手段の検討	早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実 業務用携帯電話の導入などの検討	R6 今後取組予定

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

民生委員・児童委員の負担軽減や活動支援に向けた検討結果について（令和6年2月現在）

別紙1

	取り組むべき課題	取組の方向性（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	具体的な取組（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	実施予定年度（※）
人材確保 広報の強化 ・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる	「民生委員は大変」というイメージの払拭	・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報	R6
	地域住民との共通理解	・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布	民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報	R6
	人材確保 ・高齢化などで担い手が見つからない	担い手確保の仕組みづくり	・候補者の新たな発掘先の検討	現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討
推薦事務の改善 推薦の負担軽減 ・再任者も新任者と同等の書類作成が必要	手続きの簡素化	・再任手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする	R7一斉改選
		・推薦時の様式の簡素化	様式の更なる簡素化	R7一斉改選
	推薦要件緩和	・居住要件など推薦要件の緩和の検討	居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討	今後取組予定

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

民生委員・児童委員の年齢要件に関する意見交換の実施状況について

1 実施期間

令和5年9月～10月 区・地区民児協で意見交換
 令和5年11月 市民児協理事会で意見集約結果を報告(区民児協⇒地区民児協)
 令和5年12月 市民児協理事会で最終的な意見交換

2 ご意見総数

1,708件

年齢要件については、多数決等で決定するものではないことに加え、いただいたご意見の中には、現行の上限年齢を超えて条件付きで推薦を可能とすることについて、肯定的・否定的・その他、いずれにも言及するようなものもあり、厳密に分別することが難しいため、総数のみのお示しとさせていただきます。

3 主なご意見に対する考え方について

意見交換で民生委員・児童委員の皆さまからいただいた主なご意見に対する考え方について、次のとおりお示しします。

主なご意見	考え方
団塊の世代が一斉に退任し、地区の活動が立ち行かなくなることも考えられる。そのための措置でもあり、民生委員活動を持続可能なものにするのが大切。	充足率が年々低下している現状や、今後のさらなる高齢化の進展などを踏まえて、年齢要件の特例を設けることとします。あわせて委員活動への負担軽減や活動支援に引き続き取り組んでいきます。
定年は定めておいた方が良く、元気で出来る人にはやって頂いたほうが良いので、柔軟な対応がとれるようにしておくことは良いと思います。	候補者の選出が困難な場合に、健康で意欲があり活動に支障がない方は、これまでの知識や経験を活かして活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。
世代交代が進まず、メンバーが固定化してしまう。	候補者の選出が困難な場合、かつ、条件を満たしたときのみ推薦を可能とする「特例」であり、一律に定年を延長するものではありません。
できれば若い方になってほしい。75歳以上はやはり無理ある。	候補者の選出が困難な場合、かつ、条件を満たしたときのみ推薦を可能とする「特例」であり、一律に定年を延長するものではありません。
退任時に受けている役職(会長・副会長など)は、再任時には受けないこととする。一般の民生委員・児童委員として活動する。	会長等の役職は、互選により選出していただいているため、全市的なルールとして定めることは困難ですが、区・地区で適宜対応していただくことを妨げるものではありません。
後任を常に探し続けてもらい、見つかった時点ですぐに交代できるとよい。	特例を適用した場合でも「引き続き後任者の選出に努める」ことをお願いしてまいります。 7月と12月の欠員補充にあわせて交代するなど、区・地区で適宜対応をお願いします。

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区泉土木事務所長

地域土砂清掃に伴う「土のう袋回収手続き」のお願い

日頃より、市道の側溝及び水路等の清掃にご尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、別紙1のとおり過年度よりご協力いただいている地域土砂清掃ですが、令和6年度の実施を予定している自治会町内会につきましては、「**地域土砂清掃 申込票**」（別紙2）の提出をお願いします。（令和6年4月末まで）

来年度の担当者が決まっていない場合は、当面のお問い合わせ先となる方のご連絡先をお知らせください。（手続きについては別紙4参照）

また、「**地域土砂清掃 回収依頼票**」（別紙3）で回収の依頼を受けてから、泉土木事務所が土砂回収の手配を行います。

月曜日に回収連絡状況を土木事務所で確認した後、**火曜日以降で業者手配を行いますので、忘れずにご連絡ください。**

ならびに、土のう袋の収集場所を「ごみの集積場所」としている場合、ボックスやネットの中には置かず、離して置いてください。混ざってしまうと、ごみの回収ができない場合があります。

なお、地域土砂清掃の予定がない自治会町内会は回答不要ですのでよろしく申し上げます。

《問合せ先》

泉土木事務所 下水道・公園係
地域土砂清掃担当

TEL045-800-2536 FAX 045-800-2540

✉ iz-dbgesuidoukouen@city.yokohama.jp

過年度依頼実績

R6. 2. 19現在

	連合名	春	秋
		自治会町内会名	自治会町内会名
1	緑園	緑園七丁目自治会	
2	新橋		新橋西自治会（ハイツ班自治会）
3		新橋上自治会（6班）	
4		新橋第一住宅自治会	
5	和泉北部		和泉三家自治会
6		ひなた山第三自治会	
7	和泉中央	和泉台谷戸町内会（3区22組）	和泉台谷戸町内会（3区22組）
8		和泉町さつき会	
9		和泉町わかば会	和泉町わかば会
10		和泉東町内会	
11		金子山自治会	
12			神田町内会
13		並木谷戸町内会	
14	下和泉	大丸北町内会	大丸北町内会
15		大丸西町内会	大丸西町内会
16		大丸東町内会	大丸東町内会
17		大丸南町内会	大丸南町内会
18		原町内会	原町内会
19		四ツ谷町内会	
20	富士見が丘	下和泉住宅自治会	
21		陣屋自治会	陣屋自治会
22	上飯田	上飯田中村町内会	上飯田中村町内会
23		上飯田南町町内会	上飯田南町町内会
24		坂の台町内会	
25		中屋敷自治会	
26	いちよう団地	いちよう団地連合自治会	いちよう団地連合自治会
27	中田	春日自治会	春日自治会
28			葛野東町内会
29		中田踊場自治会（第6組）	中田踊場自治会（第6組）
		中田踊場自治会（第12組）	中田踊場自治会（第12組）
30		中村町内会	中村町内会
31			夏刈場自治会
32		広町自治会	
33		双葉自治会	
34		山神前町内会	
35		高砂自治会	
36	しらゆり	白百合東町会	白百合東町会
37	連合未加入		弥生台自治会

地域土砂清掃 申込票

1	自治会町内会名：
2	担当者の名前：
3	担当者の TEL：

以下は決まっていたらご記入ください。

4	清掃予定日： 雨天の場合の延期予定日：
5	回収場所（地図等）： ★前回と同様の場合は、前回と同様にご記入下さい。 その場合は、地図等は不要です
6	必要土嚢枚数： 来所予定日：

《あて先》 泉土木事務所 下水道・公園係 地域土砂清掃担当

TEL:045-800-2536

FAX:045-800-2540

✉ iz-dbgesuidoukouen@city.yokohama.jp

地域土砂清掃 回収依頼票

1	自治会町内会名：
2	担当者の名前：
3	担当者の TEL：

以下について、ご連絡ください。

・ 清掃予定日に清掃を 行った or 行わなかった

・ 雨天などで清掃を行わなかった場合

延期して清掃する（ 月 日） or 中止する

・ 回収場所の変更は ある or なし

（回収場所の変更がある場合は地図も添付してください）

・ 土のう袋の数は 袋くらい

教えていただけると、回収時、大変助かります

《あて先》 泉土木事務所 下水道・公園係 地域土砂清掃担当

TEL:045-800-2536

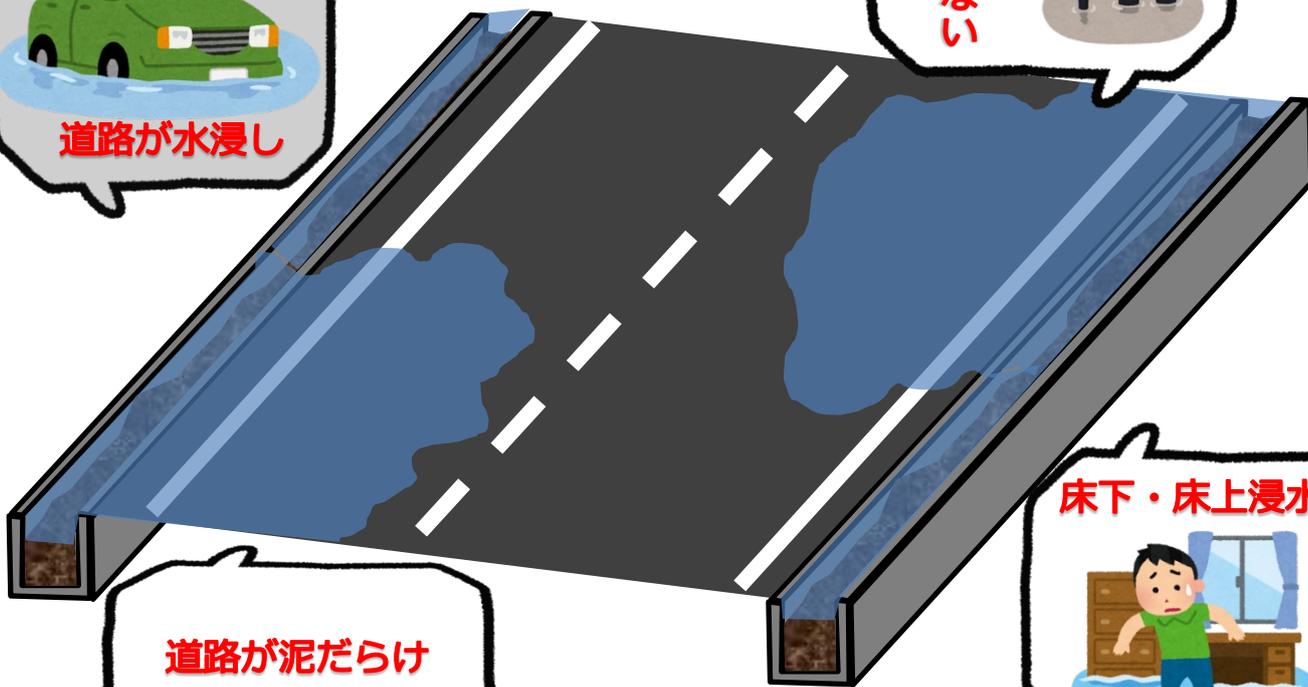
FAX:045-800-2540

✉ iz-dbgesuidoukouen@city.yokohama.jp

側溝清掃

雨に備える

側溝に土が詰まっているとこんな危険が！



側溝清掃をお願いします

⚠ 土のう袋の回収は手続きが必要です 次のページへ



土木事務所が回収



土は土のう袋に

枝葉はごみ袋

一般ゴミへ



キレイで安全な道路に！！



土のう袋回収手続き

STEP 1

「地域土砂清掃 申込票」を送る。



連絡票
(別紙2参照)



E-Mail

iz-dbgesuidoukouen@city.yokohama.jp

OR



FAX

045-800-2540

4月末まで

STEP 2

土のう袋受取日を土木事務所に連絡



⚠ 連絡票で清掃日・収集場所を「未定」とした場合、あわせて教えて下さい。

045-800-2537

清掃日 3週間前まで

STEP 3

土のう袋を土木事務所に取りに来る



土のう袋

ビニール袋1つに25袋。
50袋以上は自動車 etc での
来庁をお勧めします。

案内図



収集場所が不明確な場合
来庁していただいた際に
地図上で確認します。

清掃日まで

STEP 4

土砂清掃し、「地域土砂清掃 回収依頼票」



住民の皆様

ごみと分けて置いてください

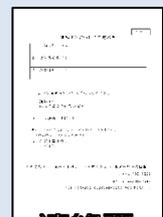
収集場所

土砂は土のう袋の
7~8割程度

⚠ 土砂清掃後、
メールまたは、FAX



を土木事務所に送ってください。



連絡票
(別紙3参照)

土木事務所による土砂回収



収集場所

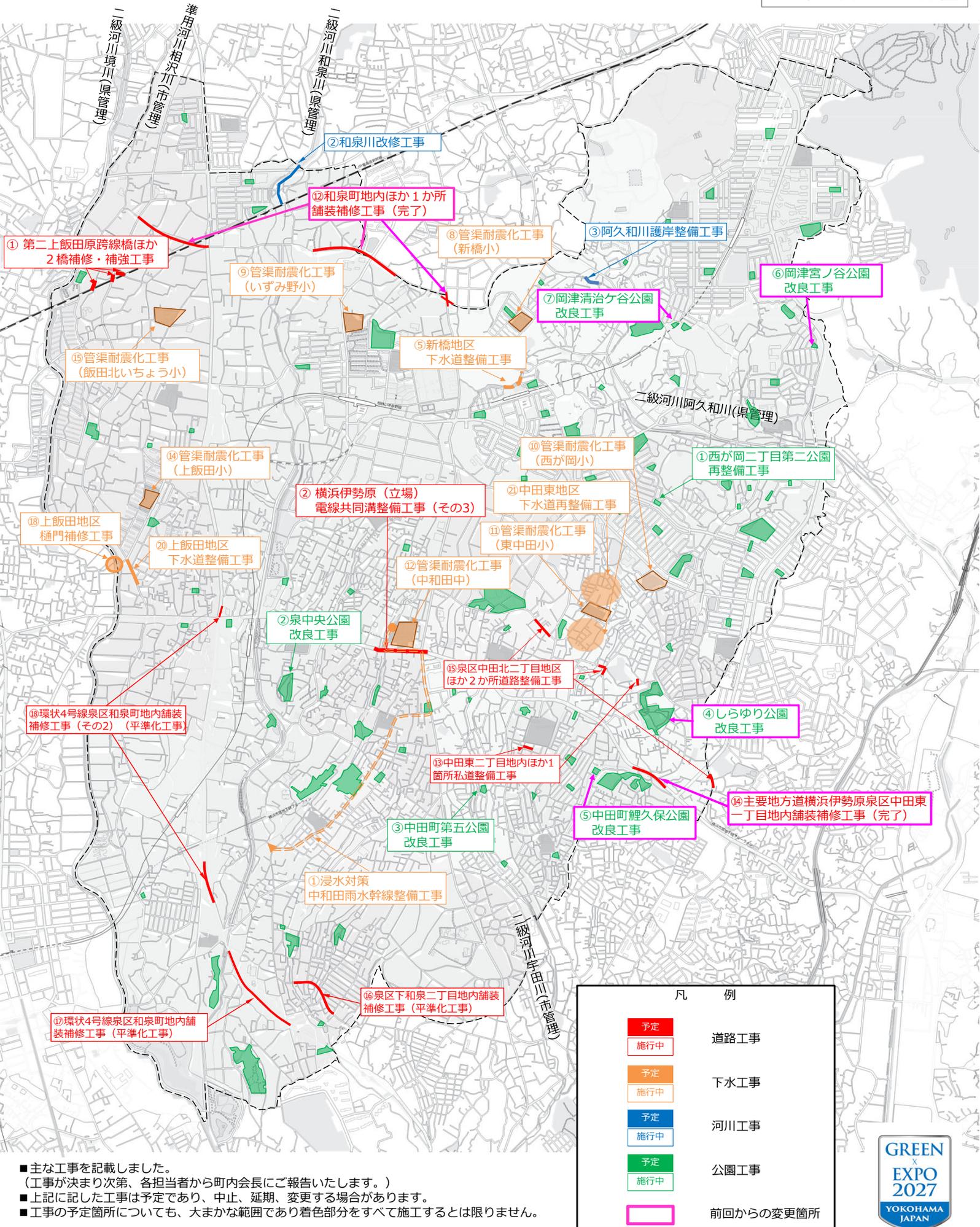
連絡票提出後の

火曜~水曜

令和5年度泉土木事務所管内工事箇所図

資料10

R6年 2月19日現在



■主な工事を記載しました。
 (工事が決まり次第、各担当者から町内会長にご報告いたします。)
 ■上記に記した工事は予定であり、中止、延期、変更する場合があります。
 ■工事の予定箇所についても、大まかな範囲であり着色部分をすべて施工するとは限りません。

凡 例	
予定	道路工事
施工中	
予定	下水工事
施工中	
予定	河川工事
施工中	
予定	公園工事
施工中	
□	前回からの変更箇所



1 犯罪情勢等

資料11

(1) 刑法犯認知状況

	重要 犯罪	暴行・ 傷害 等	詐欺等	窃 盗										その他	合計
				空き巣	忍込み	侵入盗 その他	自動車盗	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	その他			
1 月中	0	0	6	1	0	1	1	0	3	8	1	17	8	46	
前年比	±0	-4	+1	-1	±0	-4	+1	±0	+1	+5	±0	+10	+2	+11	
1 月末	0	0	6	1	0	1	1	0	3	8	1	17	8	46	
前年比	±0	-4	+1	-1	±0	-4	+1	±0	+1	+5	±0	+10	+2	+11	

※1 重要犯罪には、殺人・強盗・放火・強制性交・誘拐・強姦わいせつがある。
 ※2 侵入盗その他には、金庫破り、病院荒し、学校荒し、事務所荒し、出店荒し、すり等がある。
 ※3 その他には、住居侵入、器物損壊、占有離脱物横領がある。

(2) 特殊詐欺認知状況

累計	前年比	1月発生	被害総額
6	±0	6	¥774,000



STOP 特殊詐欺!

(3) 町名別認知状況

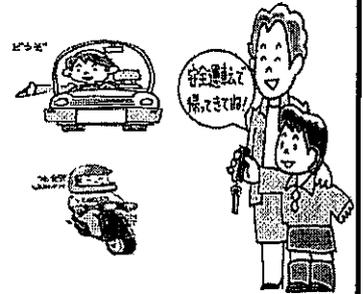
	下飯田	和泉町 (北部)	和泉町 (南部)	和泉 中央北	和泉 中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	合計
1 月中	1	8	1	2	2	1	1	7	0	0	1	1	6	4	4	0	3	0	1	0	0	3	46
前年比	±0	+5		+1	+1	-1	±0	±0	±0	±0	±0	+1	+1	+2	+4	-1	+2	-1	±0	-1	±0	-2	+11
1 月末	1	8	1	2	2	1	1	7	0	0	1	1	6	4	4	0	3	0	1	0	0	3	46
前年比	±0	+5		+1	+1	-1	±0	±0	±0	±0	±0	+1	+1	+2	+4	-1	+2	-1	±0	-1	±0	-2	+11

* 令和5年5月末分から、和泉町にあっては横浜伊勢原線(長後街道)を基準に和泉町(北部)及び和泉町(南部)に分けて統計を出しています。

2 交通事故の発生状況

(1) 発生状況

	発生件数	死者数	負傷者数
泉区 1 月中	33	0	36
前年比	+9	±0	+10
泉区 1 月末	33	0	36
前年比	+9	±0	+10
県内 1 月末	1,688	7	1,970
前年比	+56	-4	+49



(2) 路線別発生状況

	環状4号	横浜伊勢原線 (長後街道)	阿久和鎌倉線 (かまくらみち)	瀬谷柏尾線	弥生台桜木町線	一般市道	その他※	合計
1 月中	3	2	4	0	0	23	1	33
前年比	+1	-1	+2	-4	-1	+11	+1	+9
1 月末	3	2	4	0	0	23	1	33
前年比	+1	-1	+2	-4	-1	+11	+1	+9

※ その他とは、私道や駐車場内・私有地内の意味

(3) 町名別発生状況

	下飯田	和泉町 (北部)	和泉町 (南部)	和泉 中央北	和泉 中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園
1 月中	1	3	2	3	0	3	0	9	0	0	1	1	0	1	0	2	2	2	1	2	0	0
前年比	+1	+1		+1	-2	+3	-1	+7	±0	-2	±0	+1	-1	±0	-1	+2	-3	+2	±0	+1	±0	±0
1 月末	1	3	2	3	0	3	0	9	0	0	1	1	0	1	0	2	2	2	1	2	0	0
前年比	+1	+1		+1	-2	+3	-1	+7	±0	-2	±0	+1	-1	±0	-1	+2	-3	+2	±0	+1	±0	±0

(4) 主要都道府県交通事故死者数ワースト順位 1月末

順位	都道府県名	死者数
1	兵庫	16
2	福岡	13
3	東京	12
4	愛知	10
4	千葉	10
6	大阪	9
7	神奈川	8
8	茨城	7
9	北海道	6
10	静岡	5

★防犯対策電話録音機 貸出中★

- ・ 呼び出し音が鳴る前に「防犯のため、通話内容を録音します」などの警告が流れ、通話を録音する「自動録音装置」です。
- ・ 高齢者向けに無償で貸し出します。
- * 対象 泉区在住の70歳以上の方

お問い合わせ先: 泉警察署生活安全課
045-805-0110



火災・救急状況

※ 数値や火災原因項目は速報値のため、変更になることがあります。

令和6年1月31日(水) 現在

火災状況

		泉区内			横浜市内		
		令和6年	令和5年	増△減	令和6年	令和5年	増△減
火災件数		3	2	1	54	64	△ 10
火災種別	建物火災	2	1	1	35	44	△ 9
	車両火災	0	1	△ 1	4	6	△ 2
	その他火災	1	0	1	15	14	1
	林野火災	0	0	0	0	0	0
	船舶火災	0	0	0	0	0	0
	航空機火災	0	0	0	0	0	0
損害程度	焼損床面積(m ²)	125	198	△ 73	819	947	△ 128
	死者	0	1	△ 1	5	2	3
	負傷者	0	1	△ 1	9	13	△ 4

泉区内 主な火災原因	令和6年	令和5年	増△減
ストーブ	2	0	2
	0	0	0
	0	0	0
	0	0	0
	0	0	0
上記以外の火災原因	1	2	

市内 主な火災原因	令和6年	令和5年	増△減
たばこ	12	10	2
ストーブ	8	4	4
放火(疑い含む)	6	12	△ 6
電灯・電話等の配線	4	1	3
こんろ	3	7	△ 4
上記以外の火災原因	21	30	

※ 主な火災原因の中には調査中のものがあり、翌月以降、変更になることがあります。

救急状況

		泉区内			横浜市内		
		令和6年	令和5年	増△減	令和6年	令和5年	増△減
救急出場件数		913	934	△ 21	23,192	22,108	1,084
救急種別	急病	659	699	△ 40	16,931	16,075	856
	交通事故	31	20	11	675	634	41
	一般負傷	166	163	3	4,015	3,915	100
	その他	57	52	5	1,571	1,484	87

地区連合別火災発生状況

連合名	件数
中川地区	0
緑園地区	0
新橋地区	0
和泉北部地区	1
和泉中央地区	0
下和泉地区	2

連合名	件数
富士見が丘地区	0
上飯田地区	0
上飯田団地地区	0
いちょう団地地区	0
中田地区	0
しらゆり地区	0
その他	0

消防団分団別火災発生状況

分団名	件数
第1分団	0
第2分団	0
第3分団	1
第4分団	0
第5分団	2

～ 救急出場件数が増えています～

新型コロナやインフルエンザ等の感染症が増えています。
手洗いやうがい等の基本的な感染対策を徹底し、病気への感染リスクを減らしましょう。

泉消防署

高規格救急車の寄附について（情報提供）

株式会社 オーモリ様から横浜市消防局に対し、救急車及び救急車装備品一式の寄附の申し出があり、公共・公益性の見地より受納させていただくこととなりました。また、納車後は、いずみ野救急隊として運用を開始しますので情報提供いたします。

1 寄附申出者

株式会社 オーモリ（横浜市泉区和泉中央南 5-19-33）

代表取締役会長兼CEO 小野 敦男 様 代表取締役社長 小野 裕 様

会社概要	株式会社 オーモリは、企業活動を通じて、人・会社・社会・地球環境に貢献することを会社理念とされ、泉区に本社を置くとともに、ベトナムにも工場を設け、半導体装置用部品、工作機械用部品、油圧機器用部品などの精密加工を行っている会社です。
------	---

2 寄附物件

(1) 高規格救急車1台（日産パラメディック：写真は参考）



諸元
長さ：533cm
幅：188cm
高さ：249cm
乗車定員：7人



(2) 救急車装備品一式（12誘導心電計、ストレッチャーなど全ての装備品）

3 受納時期（予定）・配置先

令和6年3月末 いずみ野消防出張所に配置

4 今後の予定

令和6年3月末 納車及び贈呈式（日程調整によっては、4月に実施）

令和6年4月上旬 いずみ野救急隊として新車両で運用開始

（参考）車内に掲示する寄贈プレートイメージ



地区連合自治会町内会長 様

泉区連長会資料
令和6年2月19日
泉区福祉保健課

いずみ福祉保健センターからのお知らせ (令和6年度 保存版) を発行します！

毎年度発行している、泉区福祉保健センターで実施する健診日程などをまとめた「いずみ福祉保健センターからのお知らせ」を「広報よこはま泉区版」3月号の別冊として配布します。

年間の健診日程のほか、各種の相談先などが整理されていますので、ご家庭で保存して、ご活用ください。

なお、この内容は、泉区ホームページでもご覧いただけます。

1 内容

タブロイド版4ページ 1色(黒色)

■ 1面

- ・乳幼児健康診査の年間日程
- ・各種予防接種の案内
- ・夜間・休日の救急医療機関の案内

■ 2・3面(見開き)

- ・区役所などで実施するがん検診
- ・検診実施医療機関の紹介
- ・各種相談案内

■ 4面(裏表紙)

- ・子育て応援情報

2 配布時期・場所

「広報よこはま泉区版」3月号とあわせて、区内の各世帯に配布します。

3 担当・お問合せ先

泉区福祉保健課 運営企画係
電話 800-2401

The brochure is a tabloid-style 4-page document. It features a header with the center's name and contact info. The main content is organized into sections with icons and tables. The '予防接種' section includes a table for different types of vaccines and their schedules. The 'がん検診' section lists various cancer screening programs. The '救急医療機関' section provides a list of hospitals and clinics available during off-hours. The '相談案内' section lists various support services and their locations.

令和6年度
保存版
令和6年4月
～令和7年3月

1年間保管してください。

広報よこはま・泉区版3月号別冊

いずみ福祉保健センターからのお知らせ

◎この内容は、泉区のホームページでもご覧いただけます。

いずみ福祉保健センターからのお知らせ

検索

*このほか、「中国語版・ベトナム語版・英語版・やさしい日本語版」を発行しています。



編集・発行 泉区福祉保健センター福祉保健課 ☎ 800-2401 FAX 800-2516

泉区福祉保健センター

〒245-0024
横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号
☎ 664-2525
(横浜市コールセンター)

*新年度の事業は、市会の議決を条件とします。

区役所駐車場は原則として有料です。ご来庁の際はできるだけ電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。
(要件に応じて一定時間無料で駐車場をご利用いただける場合があります。)



乳幼児健康診査 [会場] 泉区役所1階 福祉保健センター

こども家庭支援課 ☎ 800-2444

・当日は個別通知に同封の問診票をご記入のうえ、ご持参ください。

※指定された日にお子さんの具合が悪い場合や都合が悪い場合は、次回以降の日程で受診してください。

(連絡は不要です。ただし、受診が1か月以上先の場合には、未受診のお知らせが送付されることがあります。あらかじめご了承ください。)

※開始時間については個別通知またはホームページでご確認ください。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
4か月児	10日 (水)	8日 (水)	29日 (水)	19日 (水)	10日 (水)	31日 (水)	21日 (水)	18日 (水)	9日 (水)	23日 (水)	13日 (水)	4日 (水)	25日 (水)	15日 (水)	5日 (水)	19日 (水)	12日 (水)	
	計測、診察(小児科)、栄養・歯のお話 ・持ち物/健康診査のお知らせ(個別通知)、母子健康手帳、バスタオル、くつ袋(ビニール袋)																	
1歳 6か月児	3日 (水)	24日 (水)	22日 (水)	12日 (水)	3日 (水)	17日 (水)	7日 (水)	4日 (水)	2日 (水)	30日 (水)	20日 (水)	11日 (水)	8日 (水)	29日 (水)	12日 (水)	5日 (水)	19日 (水)	
	計測、診察(小児科・歯科)、栄養・歯のお話 ・持ち物/健康診査のお知らせ(個別通知)、母子健康手帳、バスタオル、くつ袋(ビニール袋)																	
3歳児	5日 (金)	26日 (金)	24日 (金)	14日 (金)	5日 (金)	19日 (金)	9日 (金)	30日 (金)	13日 (金)	4日 (金)	1日 (金)	22日 (金)	13日 (金)	10日 (金)	31日 (金)	14日 (金)	7日 (金)	21日 (金)
	計測、診察(小児科・歯科)、栄養・歯のお話、尿検査 ・持ち物/健康診査のお知らせ(個別通知)、母子健康手帳、くつ袋(ビニール袋)																	

予防接種 協力医療機関※で受けられる予防接種

福祉保健課 ☎ 800-2445

[子ども] 予防接種	標準の接種年齢と回数	無料で受けられる年齢	[子ども] 予防接種	標準の接種年齢と回数	無料で受けられる年齢		
ヒブ	初回接種	生後2か月～7か月未満の間に接種開始し、生後12か月までに27日～56日の間隔で3回	生後2か月～60か月[5歳]未満	初回接種	生後12か月～15か月未満の間に1回	生後12か月～36か月未満[1歳、2歳]	
	追加接種	初回接種終了後、7か月～13か月の間に1回		追加接種	初回接種終了後、6か月～12か月の間に1回		
小児用肺炎球菌	初回接種	生後2か月～7か月未満の間に接種開始し、生後12か月までに27日以上の間隔で3回	生後2か月～60か月[5歳]未満	1期初回接種	3歳中に6日～28日の間隔で2回	生後6か月～90か月[7歳6か月]未満	
	追加接種	生後12か月～15か月の間に初回接種終了後60日以上の間隔で1回		1期追加接種	4歳中に1回(初回接種終了後おおむね1年後)		
B型肝炎	1回目	生後2か月～3か月の間に27日以上の間隔で2回	生後1歳未満	2期	9歳中に1回	9歳～13歳未満	
	2回目						
	3回目			1回目接種後、139日以上の間隔で1回			
ロタウイルス	1回目	生後2か月～出生14週6日後まで	・ロタリックス【1価】 出生6週0日後から出生24週0日後まで ・ロタテック【5価】 出生6週0日後から出生32週0日後まで	2期	11歳中に1回	11歳～13歳未満	
	2回目以降	・ロタリックス【1価】1回目接種後、27日以上の間隔で1回(出生24週0日後まで) ・ロタテック【5価】1回目接種後、27日以上の間隔で2回(出生32週0日後まで)					
四種混合(ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ)	1期初回接種	生後2か月～12か月の間に20日～56日の間隔で3回	生後2か月～90か月[7歳6か月]未満	子宮頸がん	中学1年生時に、いずれかを規定回数(※全て同じワクチンを接種) ・サーバリックス【2価】1回目接種後、1か月後と6か月後に接種 ・ガーダシル【4価】1回目接種後、2か月後と6か月後に接種 ・シルガード9【9価】 初回接種が15歳未満…1回目接種後、6か月後に接種 初回接種が15歳以上…1回目接種後、2か月後と6か月後に接種 ※救済措置 対象者：平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女性 実施期間：令和4年4月1日～令和7年3月31日		小学校6年生～高校1年生相当(女子)
	1期追加接種	初回接種終了後、12か月～18か月の間に1回					
BCG	生後5か月～8か月未満の間に1回		生後1歳未満				
麻しん・風しん混合	1期	生後12か月～24か月未満の間に1回	生後12か月～24か月未満	[成人] 予防接種			
	2期	5歳～7歳未満で、小学校入学1年前の4月1日から入学する年の3月31日までの間に1回	5歳～7歳未満で、小学校入学1年前の4月1日から入学する年の3月31日まで	成人用肺炎球菌(高齢者への肺炎球菌ワクチン予防接種) 令和6年度実施期間は、7月1日から令和7年3月31日までです。4月から6月は公費での接種はできませんのでご注意ください。対象年齢の人にはご案内を送付します。 【対象者】 これまでに23価肺炎球菌ワクチンを受けたことがない人で、令和6年度に65歳になる人及び一定の障害のある60歳～65歳未満の人 【自己負担額】 3,000円(市民税非課税世帯・生活保護受給者等は自己負担免除)			

※予防接種に関するご質問は、横浜市予防接種コールセンターにお問い合わせください。

予防接種コールセンター ☎ 330-8561 FAX 664-7296

受付時間 9時～17時(土日祝日・年末年始を除く)

※協力医療機関については、ホームページでもご覧いただけます。

横浜市ホームページ [横浜市保健所 予防接種](#) 検索



夜間、休日に急病のときは

横浜 救急医療機関

検索

内容	機関名	科目	診療日など	診察時間	電話番号	所在地・備考
急な病気やけがで迷ったら…【☎ #7119】						
救急受診できる病院・診療所を知りたい	医療機関案内(音声ガイダンス開始後、1番を選択)		年中無休・24時間対応		#7119 または 232-7119	FAX 242-3808 (聴覚障害者専用)
今すぐに受診すべきか、救急車を呼ぶべきか	救急電話相談(音声ガイダンス開始後、2番を選択)					
休日等の急病	泉区休日急患診療所	内科・小児科	日・祝・12/30～1/3	10時～16時 (受付:9時45分～15時45分)	806-0921	泉区和泉中央北5-1-5
夜間の急病	横浜市南西部夜間急病センター	内科・小児科	毎日	20時～24時	806-0921	泉区和泉中央北5-1-5 泉区休日急患診療所内
	横浜市夜間急病センター	内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科	毎日	20時～24時	212-3535	中区桜木町1-1 健康福祉総合センター内
休日・夜間の歯痛	横浜市歯科保健医療センター	歯科	(夜間診療) 毎日	19時～23時 (受付:～22時30分)	201-7737	中区相生町6-107
			(休日診療) 日・祝・12/29～1/4	10時～16時 (受付:～15時30分)		

検診・健康相談

区役所で実施する肺がん集団検診



区役所で実施する肺がん集団検診は、令和5年度をもって終了しました。
肺がん検診の受診を希望される際は、協力医療機関(下記医療機関一覧表参照)で受診してください。

がん検診等の受診料減免 次の①～⑤の人は無料で受診できます。

- ① 70歳以上(※1)の人
→ 年齢確認できるもの(健康保険証など)を検診時にお持ちください。
- ② 後期高齢者医療制度が適用される人
→ 「後期高齢者医療被保険者証」を検診時にお持ちください。
- ③ 生活保護世帯の人
→ 「休日・夜間等診療依頼証」を検診時にお持ちください。
- ④ 中国残留邦人等支援給付制度が適用される人
→ 「本人確認証」を検診時にお持ちください。
- ⑤ 令和5年度市民税県民税が非課税世帯または均等割のみ課税世帯の人
→ 事前に手続きが必要です。福祉保健課にお問い合わせください。

横浜市健康診査

福祉保健課 ☎800-2445

神奈川県後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人、生活保護又は中国残留邦人支援給付制度適用の人で40歳以上の方は、横浜市健康診査実施医療機関(右表参照)で事前にご予約のうえ、健診をお受けください。なお、介護保険が適用となる特別養護老人ホーム等に入所中の方は、健診の対象外になります。

【健診費用】 無料(年度内1回)

特定健康診査・特定保健指導

保険年金課 ☎800-2425

40歳以上の方は、加入する健康保険で健康診断(特定健康診査)を受けることができます。これは生活習慣病の予防のために実施するものです。健診の結果、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の状態にある人や予備群となっている人に、生活習慣改善のための指導(特定保健指導)を行っています。

4月1日以前から国民健康保険にご加入の方

翌年3月31日までに40歳～75歳の誕生日を迎える方に受診券・問診票をお送りします。横浜市国民健康保険の特定健康診査実施医療機関で予約のうえ、受診券・保険証・問診票をお持ちになって健診をお受けください。

【健診費用】 無料(年度内1回)

4月2日以降に国民健康保険にご加入の方

翌年3月31日までに40歳～75歳の誕生日を迎える方で、受診を希望する場合には、国民健康保険特定健康診査を受診することができますので、保険年金課にご相談ください。

【健診費用】 無料(年度内1回)

国民健康保険以外の健康保険に加入している方は、加入している健康保険にご相談ください。

エイズ検査、梅毒検査(無料、匿名、予約制)

福祉保健課 ☎800-2445

【実施日】 毎週月曜日(祝日除く)

【受付時間】 9時～9時30分

【予約】 前の週の金曜日16時までに電話でお申し込みください。

【検査結果】 原則、一週間後の月曜日の9時～9時30分に直接ご本人にお返しします。(一週間後の月曜が祝日の場合は、翌開庁月曜日)

医療機関で実施するがん検診等

福祉保健課 ☎800-2445

※協力医療機関(下記医療機関一覧参照)で受診してください。

検診の種類	受診回数	対象者	費用	検査項目
胃がん(X線)	2年度に1回(※2)	50歳以上(※1)	2,500円	問診、X線検査(バリウム)
胃がん(内視鏡)				問診、内視鏡検査
肺がん	1年度に1回	40歳以上(※1)	680円	問診、胸部X線検査
大腸がん	1年度に1回	40歳以上(※1)	無料	問診、便潜血検査
子宮頸がん(※3)	2年度に1回	20歳以上 女性(※1)	1,360円	問診、頸部細胞診検査
乳がん	2年度に1回	40歳以上 女性(※1)	①視触診+マンモグラフィ 1,370円 ②マンモグラフィ単独 680円	問診、視触診、マンモグラフィ検査
①か②の選択(※4)				
前立腺がん	1年度に1回	50歳以上 男性(※1)	1,000円	問診、血液検査
歯周病検診	対象年齢にある期間に1回	受診日時点で、満40・50・60・70歳	500円(70歳は無料)	視診、歯周ポケットを測定
肝炎ウイルス検査		過去に肝炎ウイルス検査を受けていない人	無料	

(※1) 令和6年4月2日～令和7年4月1日までに対象年齢に達する人を含む。

(※2) 胃がん検診はX線と内視鏡を同一年度に両方を受診することや年度を連続して交互に受診することはできません。

(※3) 令和5年度から医師が必要と判断した場合の子宮体がんの検査は、保険による診療になります。

(※4) 乳がん検診はマンモグラフィ検査が必須で、視触診は選択制です。

【受診券は送付されません。横浜市内の実施医療機関に直接お電話でご予約ください。】

横浜市各種健診・検診実施医療機関一覧表(泉区)

令和6年1月9日現在

医療機関名	所在地	電話番号	健康診査	心電図	眼底検査	肝炎検査	6歳未満	前立腺	胃内視鏡	子宮頸	乳がん	大腸	肺
新中川病院	池の谷3901	812-6161	○	○	○	○	○	○				○	○
こが内科クリニック	和泉町334-12	804-2205	○	○	○	○	○	○				○	○
医療法人順神会 ばんどろクリニック	和泉町514-8	800-3934	○	○	○	○	○	○				○	○
みごころ診療所	和泉町6206-2	806-6123	○	○	○	○	○	○				○	○
清水内科クリニック	和泉中央北2-1-6	827-3337	○	○	○	○	○	○				○	○
立場医院	和泉中央北2-2-30	802-8332	○	○	○	○	○	○				○	○
立場ないとう内科	和泉中央南1-10-37	435-5818	○	○	○	○	○	○				○	○
柏木医院	和泉中央南1-37-7	802-8253	○	○	○	○	○	○	○			○	○
みたに内科循環器科クリニック	和泉中央南3-1-66	806-5067	○	○	○	○	○	○				○	○
医療生協かながわ生活協同組合 いずみ診療所	和泉中央南4-19-13	802-2416	○	○	○	○	○	○	○			○	○
はた胃腸科クリニック	和泉町5732-9	806-0301	○	○	○	○	○	○			○	○	○
やまうち内科皮フ科クリニック	和泉町6206-2	806-6123	○	○	○	○	○	○				○	○
安藤医院	和泉町6214-1	392-3136	○	○	○	○	○	○				○	○
医療法人社団塩田医院	和泉町6224-6	804-6655	○	○	○	○	○	○				○	○
横浜いずみ台病院	和泉町7838	806-1133	○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡津クリニック	岡津町2236	814-1416	○	○	○	○	○	○				○	○
林内科クリニック	上飯田町938	805-1130	○	○	○	○	○	○				○	○
くろしお整形外科	上飯田町938	805-5003	○	○	○	○	○	○				○	○
板倉医院	上飯田町1107-1	804-6631	○	○	○	○	○	○				○	○
湘南お茶の水クリニック	上飯田町1221 1階	800-6151	○	○	○	○	○	○				○	○
医療法人社団恵友会 みやざわ医院	上飯田町2670-32	803-5050	○	○	○	○	○	○				○	○
いずみゆめが丘内科クリニック	下飯田町818-3	392-8208	○	○	○	○	○	○				○	○
ますむら内科	白百合3-4-12	811-2621	○	○	○	○	○	○				○	○
医療法人順神会 横浜緑園丘の上クリニック	新橋町53-1	810-0250	○	○	○	○	○	○				○	○
湘南泉病院 ※	新橋町1784	812-2288	○	○	○	○	○	○	○			○	○
かねむらクリニック	中田北2-6-14	805-6685	○	○	○	○	○	○			○	○	○
みやざわ内科クリニック	中田西1-1-27	410-7440	○	○	○	○	○	○				○	○
医療生協かながわ生活協同組合 中田診療所	中田東3-3-27	802-2840	○	○	○	○	○	○	○			○	○
多和田レディースクリニック	中田東3-16-6	800-0222								○	○	○	○
小林内科クリニック	中田南2-2-2	801-2551	○	○	○	○	○	○				○	○
さいとうクリニック	中田南3-2-21	800-5550	○	○	○	○	○	○				○	○
應天堂内科中田町クリニック	中田南3-6-1	800-3330	○	○	○	○	○	○				○	○
みずおクリニック	中田南3-9-1	805-3081	○	○	○	○	○	○				○	○
ふれあいクリニック泉	中田南4-3-23	803-3221	○	○	○	○	○	○				○	○
社会福祉法人親善福祉協会 国際親善総合病院	西が岡1-28-1	813-0221	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
しんぜんクリニック	弥生台16-1	435-5570	○	○	○	○	○	○				○	○
にしいクリニック	弥生台20-24	443-6722	○	○	○	○	○	○			○	○	○
医療法人社団ふたば会 やよい台内科・皮フ科	弥生台25-1	813-5111	○	○	○	○	○	○				○	○
やよい台クリニック	弥生台51-12	812-0908	○	○	○	○	○	○				○	○
ともろークリニック	弥生台55-55	810-3005	○	○	○	○	○	○				○	○
しかの内科・消化器クリニック	領家3-2-4	438-9111	○	○	○	○	○	○				○	○
はきいクリニック	領家4-2-1	392-7340	○	○	○	○	○	○				○	○
うめ消化器内科・ファミリークリニック	緑園1-1-19	810-1107	○	○	○	○	○	○				○	○
こまくさ女性クリニック	緑園2-1-6	810-0051	○	○	○	○	○	○			○	○	○
緑園こどもクリニック	緑園2-1-6-201	810-0555				○	○						
緑台クリニック	緑園2-6-11	813-6333	○	○	○	○	○	○				○	○
山中クリニック	緑園3-2-8	812-6670	○	○	○	○	○	○			○	○	○
緑園都市耳鼻咽喉科 酒井医院	緑園4-1-2	812-8699	○	○	○	○	○	○				○	○
緑園内科循環器科クリニック	緑園5-29-10	813-8062	○	○	○	○	○	○				○	○
会田クリニック	緑園6-2-1	811-2883	○	○	○	○	○	○				○	○
みずほクリニック緑園都市	緑園7-1-13	410-8095	○	○	○	○	○	○				○	○
(一財)同友会ライフメディカル健診プラザ	藤沢市下土棚467-10	0570-099-200									○	○	○

※受付の方法などは、医療機関によって異なりますので、受診を希望される医療機関にあらかじめお問い合わせください。

※心電図・眼底検査等検査項目は、医師の判断により必要な人に同一医療機関で検査を実施します。

※胃がん検診について、内視鏡検査とエックス線検査の両方を同一年度に受診することはできません。

また、連続する年度に内視鏡検査とエックス線検査を交互に受診することはできません。

※内視鏡による胃がん検診の途中で、確定診断のための病理検査を目的に、粘膜片を採取する生検を行う場合があります。

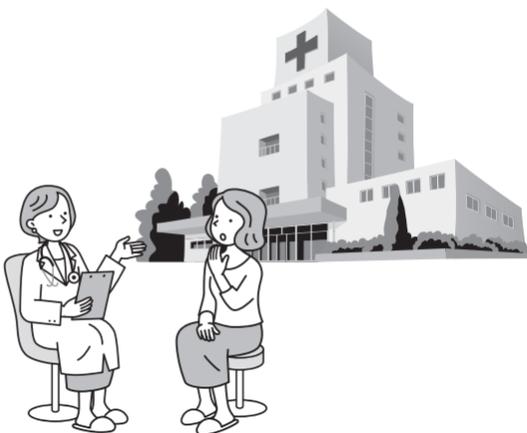
この生検は保険診療扱いになりますので、追加で費用が発生します。受診の際は必ず保険証等をお持ちください。

※視触診は選択制、マンモグラフィ検査は受診が必要です。

マンモグラフィ検査を受けた後に視触診を受診することはできませんのでご注意ください。

※(一財)同友会ライフメディカル健診プラザは、乳がん検診のうち、マンモグラフィ検査のみ実施しています。

※湘南泉病院は、令和6年4月移転のため、掲載している住所・電話番号等の情報は、3月まで有効なものです。



各種事業・各種相談

生活習慣改善相談 ※予約制 福祉保健課 ☎800-2445

糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病に関する食生活や運動、口腔や歯、禁煙などについての相談を、保健師や栄養士、歯科衛生士が個別にお受けします。

【日 時】相談時間はおおむね45分程度です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
午前／午後	2日(火)	7日(火)	11日(火)	2日(火)	6日(火)	3日(火)	15日(火)	5日(火)	24日(火)	7日(火)	4日(火)	4日(火)
午前	18日(木)	30日(木)	27日(木)	25日(木)	29日(木)	26日(木)	24日(木)	28日(木)	12日(木)	30日(木)	20日(木)	27日(木)

【会 場】泉区役所1階 福祉保健センター 一般健康相談室

【持ち物】健康診断の結果、血液検査のデータ、お薬手帳など(あるものだけで大丈夫です)

【申込み】電話でお申し込みください。

障害(身体・知的)・難病に関する相談 高齢・障害支援課 ☎800-2485

種 別	実施日	内 容
福祉保健相談	毎週月～金曜日	障害がある人や難病で療養している人への支援サービス利用等の相談に応じます。
難病交流会(ひまわりの会・パーキンソン友の会)	年8回	脊髄小脳変性症、パーキンソン病の人とそのご家族の学習と交流の会です。

こころの健康に関する相談 高齢・障害支援課 ☎800-2446

種 別	実施日	内 容
精神保健福祉相談	毎週月～金曜日	医療ソーシャルワーカー等がこころの病、アルコール等依存症に悩んでいる人やご家族の相談に応じます。(事前に電話でご予約ください。)
精神保健嘱託医相談	月3回程度	専門医がこころの病やアルコール等依存症について相談に応じます。(予約制)
精神障害者生活教室	第1～4木曜日	こころの病がある人たちが集まり、創作活動・レクリエーション等を通して、対人関係の広がりや社会参加を目指しています。
精神障害者家族教室	年数回	こころの病がある人のご家族が集まり、学習や話し合いを通して病気の理解や知識を深め、ご家族としての接し方を学びます。

高齢者・介護・介護予防等に関する相談 高齢・障害支援課 ☎800-2434

種 別	実施日	内 容
福祉保健相談	毎週月～金曜日	介護保険、高齢者支援、介護予防等の相談に応じます。
高齢者保健福祉相談(もの忘れ相談)	月1回	専門医が認知症等について相談に応じます。(予約制)

権利擁護に関する相談 高齢・障害支援課 ☎800-2434

判断能力が低下した高齢者や障害者の成年後見制度の活用や権利を守るための相談に応じます。相談は区役所の他、次の機関でも受け付けています。

- ① 泉区内各地域包括支援センター(右記参照)
 - ② 泉区社会福祉協議会あんしんセンター ☎802-2295
 - ③ 泉区基幹相談支援センター(泉区地域活動ホームかがやき内) ☎804-6938
- (※①、②は高齢者・障害者、③は障害者の方のみご相談いただけます。)

生活保護・生活困窮相談 生活支援課 ☎800-2305

収入が減少、喪失したなど、生活にお困りのときは、就労支援や家計相談など一日でも早く自立できるように支援しますので、生活支援課にご相談ください。

若者のための専門相談 ※予約制 こども家庭支援課 ☎744-8344(西部ユースプラザ)

ひきこもり等の困難を抱える若者やそのご家族を対象に、若者の自立支援を行っている地域ユースプラザの職員が区役所に出張し相談をお受けします。

【相談日】毎月 第2・第4水曜日 午後(1回 50分)

食中毒に注意しましょう! 生活衛生課 ☎800-2451

食中毒予防の3原則 を守って、家庭での食中毒を予防しましょう。

食中毒菌を



つけない (手洗い、清潔)



ふやさない (迅速、冷却)



やっつける (加熱、消毒)

- ・手を洗うときは石けんをよく泡立てて流水で洗い流しましょう。
- ・すぐに食べない料理は手早く冷まして冷蔵庫へしまいましょう。
- ・肉類は中心部まで十分に加熱しましょう。

国民年金 保険年金課 ☎800-2421

国内に居住する20歳以上60歳未満の人は、公的年金に加入することになっています。

勤務先を退職したときや扶養をはずれたときなどは、手続きが必要です。詳しくは、保険年金課(国民年金係)へお問い合わせください。

勤務先で厚生年金などに加入している人(第2号被保険者)、第2号被保険者に扶養されている配偶者(第3号被保険者)以外の人は、第1号被保険者となります。

国民健康保険 保険年金課 ☎800-2425

どの健康保険にも加入していない人は、国民健康保険に加入することになっています。国民健康保険への加入、脱退については、お届けが必要になります。詳しくは、保険年金課にご相談ください。

後期高齢者医療制度 保険年金課 ☎800-2425

75歳以上の人及び65歳から74歳で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた人は 後期高齢者医療制度の加入者となります。

なお、本人が後期高齢者医療制度へ移行することにともない、扶養の保険証がなくなるご家族が、国民健康保険に加入される場合は区役所へ届出が必要になりますので、資格喪失証明書をご持参のうえ、保険年金課でお手続きください。

介護保険制度

介護を必要とする方がいつまでも住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていけるように社会全体で支え合っていくためにつくられた制度です。

65歳以上(第1号被保険者として介護保険証が交付されます。)及び40歳～64歳(第2号被保険者)の方が介護サービスを利用するには、要介護(支援)認定等が必要です。

※介護保険証の再交付、保険料については、**保険年金課 ☎800-2425**

【要介護認定の申請をするには】

- ・区役所や地域包括支援センター(地域ケアプラザ)で認定申請をします。
- ・申請時には、介護保険証、かかりつけの医療機関名、医師名などが分かるもの(診察券など)、第2号被保険者の場合は、加入している医療保険の保険証をお持ちください。

※認定申請のお問い合わせは、**高齢・障害支援課 ☎800-2436**

名称・所在地	担当地域	連絡先
横浜市いずみ中央地域ケアプラザ 和泉中央北5-14-1	和泉町(2000～4999番地(2253番地、3151～3152番地を除く))、和泉町(5000～5999番地(都市計画道路権太坂和泉線の南側))、和泉が丘三丁目(34～35番、37～40番)、和泉中央南二丁目(1～23番、24番(52～58号)、25番(21～34号)、26番(74～85号)、29～33番)、和泉中央南三丁目～五丁目、和泉中央北一丁目～六丁目	☎ 805-1792 FAX 805-1798
横浜市いずみ野地域ケアプラザ 和泉町6214-1	弥生台(33番地1を除く)、和泉町(5000～5999番地(都市計画道路権太坂和泉線の北側))、和泉町(6000番地以降)	☎ 804-2732 FAX 800-0324
横浜市岡津地域ケアプラザ 岡津町1228-3	岡津町(2067～2069番地、2777～2833番地、3013番地を除く)、西が岡、領家、桂坂	☎ 812-0801 FAX 812-0802
横浜市踊場地域ケアプラザ 中田東1-4-6	中田町、白百合、中田東、中田北、中田西、中田南	☎ 801-2922 FAX 801-2923
横浜市上飯田地域ケアプラザ 上飯田町1338-1	上飯田町	☎ 802-8556 FAX 802-6800
横浜市下和泉地域ケアプラザ 和泉が丘1-26-1	和泉町の一部(1～1999番地、2253番地、3151～3152番地)、下飯田町、下和泉、和泉が丘の一部(一丁目、二丁目、三丁目1～33番、36番)、和泉中央南の一部(一丁目、二丁目24番(1～48号)、25番(1～16号、35号、36号)、26番(1～72号)、27～28番、34～39番)	☎ 802-9926 FAX 802-9927
横浜市新橋地域ケアプラザ 新橋町33-1	岡津町の一部(2067～2069番地、2777～2833番地、3013番地)、新橋町、弥生台33番地1、池の谷、緑園	☎ 810-3261 FAX 813-3380

障害福祉に関する相談窓口

名称・所在地	受付時間	連絡先	ご相談内容
泉区基幹相談支援センター(泉地域活動ホームかがやき) 中田北3-6-55	月～金曜 8時30分～17時 (緊急時は窓口開所時間外も相談をお受けします。)	☎ 804-6938 FAX 804-6972	障害福祉全般
泉区生活支援センター 芽生え 上飯田町1331 市営上飯田団地10号棟1階	月～金曜 9時～18時 土曜 10時～16時 (日曜・12/29～1/3は休館、祝日は開館)	☎ 800-3371 FAX 342-5056 *電話相談は、月～金曜 10時～17時 土曜 9時～16時	心の病、精神疾患に関する事
中途障害者地域活動センター 元気かい泉 和泉中央北2-16-33 安西ビル2階	月～金曜 10時～17時 (土曜・日曜・祝日は休館 夏季冬季休暇あり) 第3火曜AMほか(要予約)	☎ 801-7611 FAX 801-7611	脳卒中等による後遺症、リハビリに関する事 高次脳機能障害専門相談

子育て応援

母親・両親教室 *予約制 子育て支援課 ☎800-2447

【対象者】もうすぐママ・パパになる方、そのご家族
 ＊妊娠6か月～9か月頃の参加をおすすめします。
 【日 程】毎月3回開催（火曜日 9時15分～12時 受付 9時～）
 開催日は泉区ホームページ「母親・両親教室」をご確認ください。
 【会 場】泉区役所1階 福祉保健センター
 【内 容】3回1コース
 ・妊娠中の素敵な過ごし方
 （食事や栄養・オーラルケア・母乳育児・妊婦体験など）
 ・お産の経過・産後の生活と子育てのイメージづくり
 ・マタニティヨガ・心理士の先生のお話・
 沐浴デモンストレーション
 ＊1コースを数か月にわたってご参加いただけます。
 1回目から順次受講されることをおすすめします。
 【持ち物】母子健康手帳 よこはま子育てガイドブック「どれどれ」 筆記用具
 【申込み】ホームページより 前月1日から申込み開始



はじめてのおでかけ会 *予約制 子育て支援課 ☎800-2447

【対象者】生後1か月健診後～4か月頃までの親子
 【日 時】毎月1回開催（火曜日 10時～12時 受付 9時45分～）
 開催日は泉区ホームページ「はじめてのおでかけ会」をご確認ください。
 【会 場】泉区役所1階 福祉保健センター
 【内 容】子育て仲間との交流、親子の触れ合い遊び・ヨガなど
 動きやすい服装でご参加ください。
 【持ち物】母子健康手帳 バスタオル オムツ ミルクなど
 【申込み】ホームページより 開催日の1か月前から申込み開始



母乳育児・ミルク相談 *予約制 子育て支援課 ☎800-2447

授乳に関する相談・母乳不足感・ミルクの足し方・赤ちゃんの体重増加、卒乳
 発育等、助産師が個別で相談をお受けします。
 【日 時】原則火曜日 午後

女性の健康相談 *予約制 子育て支援課 ☎800-2447

更年期、思春期、妊娠中から出産後の健康、不妊や不育に関する相談を助産
 師がお受けします。

乳幼児(妊産婦)歯科相談 (月1回)*予約制 子育て支援課 ☎800-2444

歯科相談・歯磨きなどのアドバイス・歯科健診を行います。
 【対 象】乳幼児（0歳～就学前）、保護者（妊娠中または産後1年未満の人）
 【会 場】泉区役所1階 福祉保健センター 歯科相談室
 【持ち物】歯ブラシ 母子健康手帳



受付時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
9時30分～10時00分	10日 (水)	8日 (水)	19日 (水)	31日 (水)	21日 (水)	18日 (水)	9日 (水)	13日 (水)	4日 (水)	15日 (水)	19日 (水)	12日 (水)

こどもの食生活相談 *予約制 福祉保健課 ☎800-2445

幼児食や離乳食の進め方、好き嫌いや小食が心配など、こどもの食生活に
 関する相談を栄養士が個別にお受けします。
 【日 時】原則第3火曜日の午前、第4木曜日の午後（相談時間は30分程度）
 【会 場】泉区役所1階 福祉保健センター 栄養相談室
 【持ち物】母子健康手帳
 【申込み】電話でお申し込みください。

離乳食教室 *予約制 福祉保健課 ☎800-2445

離乳食2回食からの進め方のポイントを、調理実演をまじえてお伝えします。
 【対 象】離乳食2回食頃（おおむね7～8か月児）の親子 20組
 【日 時】原則第3火曜日13時30分～15時（受付13時15分～）
 【会 場】泉区役所1階 福祉保健センター 栄養相談室
 【持ち物】普段使っているお子さんのスプーン、飲み物、だっこひも（必要な人）
 【申込み】ホームページより [「泉区 こどもの食生活」](#) [検索](#)

子どもの預け先のご案内 子育て支援課 ☎800-2413

【保育所を利用できる人】
 働いている、病気・障害がある、介護している等の保育を必要とする
 人です。
 【預け先】認可保育所、認定子ども園、その他0～2歳は小規模保育事業、家庭的
 保育事業等、3歳からは幼稚園（預かり保育）等があります。
 <一時的に子どもを預ける場合（リフレッシュやパート就労等）>
 認可保育所等の一時保育や乳幼児一時預かり事業、横浜子育てサポート
 システム、認可外保育施設があります。
 <保育・教育コンシェルジュ>
 ご家庭の状況に合ったお子さんの預け先をご案内します。区役所窓口等
 で相談をお受けします。（泉区ホームページから予約できます。）
 【申込み手続き・各施設・事業の詳細】
 泉区ホームページ「いずみっこひろばうえぶ」、または子ども家庭
 支援課にお問い合わせください。

子ども家庭相談 子育て支援課 ☎800-2465

0～18歳の子どもとその家庭や、妊産婦等の困り事や相談に、保健師や社会
 福祉職等の専門職が、電話や面接による相談をお受けします。
 【相談窓口】210番
 【受付時間】月～金曜日 8時45分～17時



こんにちは赤ちゃん訪問 子育て支援課 ☎800-2488

赤ちゃんの生まれたご家庭すべてに地域の訪問員が子育て情報をお届けします。

母子訪問(新生児訪問) 子育て支援課 ☎800-2488

初めての赤ちゃん及びお母さんを対象に助産師・保健師がご家庭を訪問します。
 赤ちゃんの体重測定、赤ちゃんとお母さんの健康状態の確認や育児の不安や
 悩みについて相談をお受けします。（第2子以降はご相談ください。）

赤ちゃん教室 子育て支援課 ☎800-2447

子育てに関する学習や育児相談等を通じて、育児が楽しくなるように応援
 しています。お友達を作りたい方、育児相談をしたい方、お気軽にご相談く
 ださい。予約は不要です。
 【対 象】第1子の0歳児とその養育者、妊娠中の方
 【会 場】下和泉地域ケアプラザ、中和田コミュニティハウス、いずみ野コミュ
 ニティハウス、上飯田地域ケアプラザ、立場地区センター、葛野コミュ
 ニティハウス、真生会地域交流室、中川地区センター、緑園2丁目
 自治会館、新橋連合自治会館
 （※原則お近くの1会場での参加となります。）
 【日 時】毎月1回開催（会場により休会月あり）
 会場ごとに異なりますのでホームページをご確認ください。

幼児相談 *予約制 子育て支援課 ☎800-2447

言葉の遅れ、落ち着きがないなど、お子さんの発達に関する相談を、発
 達相談員がお受けします。

子育て支援者相談 子育て支援課 ☎800-2447

地域の身近な相談役として「子育て支援者」がお子さんの遊びのアドバイ
 スや子育て相談、育児サークル活動の支援を行っています。予約は不要です。
 ＊祝祭日、休館日等で開催しない日がありますのでホームページをご確認ください。

会 場	活動日	活動時間
下和泉地域ケアプラザボランティアルーム	毎週火曜日	午前中 会場により開催時 間が異なります。詳し くは、ホームページ をご確認ください。
中田コミュニティハウス2階会議室	毎週火曜日	
新橋地域ケアプラザ多目的ホール	毎週火曜日	
岡津地域ケアプラザボランティアルーム他	毎週水曜日	
立場地区センタープレイルーム	毎週木曜日	
子どもログハウス (7・8月は、いずみ野コミュニティハウス)	毎週木曜日	
緑園地域交流センター会議室	毎週金曜日	
上飯田地域ケアプラザ多目的ホール	毎週金曜日	

子育て中のママのグループミーティング(ひーいんぐ)*予約制 子育て支援課 ☎800-2447

子育ての不安や悩みを感じている人の話を聞いたり、自分の思いを話す集まり
 です。参加する方とカウンセラーと一緒に話します。保育あり。詳しくは、
 お問い合わせください。
 【会 場】泉区役所1階 福祉保健センター

●収集した個人情報や意見は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い、目的の
 範囲内で適正に管理・利用します。

広告 [CO・OP共済ニュース]

CO・OP 共済

おかげさまで
子ども向け
保障契約数

★保険商品契約数は「令和4年版 インシュアランス生命保険統計号(個人保険種類別子
ども保険契約)」に基づき、共済団体契約数は「共済年鑑 2023年版」に基づいています。
 ★各保険・共済によって、子ども向け保障商品の加入年齢・満期年齢・保障内容等は異なり
 ます。「たすけあい」ジュニアコースは、加入年齢0歳～満19歳・満30歳満期の商品です。
 他の保険・共済ではジュニアコースよりも加入年齢・満期年齢が低い商品があります。

《たすけあい》
ジュニアコースは、

満30歳まで
保障が続きます！

加入できる年齢:
0歳～満19歳(発効日時点)

※詳しくは、商品パンフ
レットをご覧ください。

あなたにまつく。
おうちCO-OP

資料請求はこちらまで！

生活協同組合ユーコープ

コープ共済センター 資料請求窓口

0120-497-775

月曜日～金曜日：9:00～17:00 / 土曜日：9:00～16:00
 ＊祝日・年末年始はお休みさせていただきます。

K-84024-2312

292万人が加入する子どもの保障 (2023年3月度時点)

契約引受団体 / **日本コープ共済生活協同組合連合会**
(「たすけあい」はご加入の生協によっては、その生協の加盟する連合会との共同引受になります。)
 (CO・OP共済に加入するには)出資金をお支払いいただき、お近くの生協の組合員になることが
 必要です。生活協同組合(生協)は、お店や宅配などでくらしに貢献しています。